

第49回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年9月10日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 9月10日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（19名）

1番 岸本義明 議員	2番 寄川靖宏 議員
3番 木藤幹雄 議員	4番 秋田裕三 議員
5番 東豊俊 議員	6番 福嶋齊 議員
7番 伊藤一郎 議員	8番 岩露昭美 議員
9番 藤原正憲 議員	10番 大倉澄子 議員
11番 實友勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員
16番 小林健志 議員	17番 大上正司 議員
18番 西本諭 議員	19番 岡崎久和 議員
20番 岡田初雄 議員	

欠席議員（1名）

15番 山根昇 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中村 司 君 書 記 榎谷米男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	福 元 晶 三 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長	清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長	西 山 大 作 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	平 野 安 雄 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

開会前に御報告申し上げたいと思いますが、本日の本会議、山根 昇議員より欠席する旨の届けが提出されております。

よって、本日予定されておりました山根 昇議員の一般質問は取り下げになりました。質問順につきまして、議会運営委員会で協議をいただきました結果、大倉澄子議員から順次繰上させていただきたいと思いますので、御了解をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

7番、伊藤一郎議員。

○7番(伊藤一郎君) おはようございます。7番、伊藤です。よろしく願いいたします。

私の知っている方で年金180円で生活されている80歳超したひとり暮らしの婦人が特別養護老人ホームにおられます。相当ためられていた貯金も底をつき、家を売ろうかとの相談を受け、その原因に酸素療法費用の月額8万5,000円にあると思いますので、まず、一つ目は、宍粟総合病院に入院された方が、自宅に帰られるときに、医師から自宅酸素療法が必要と言われた場合は、メンテナンスも含めて器具にかかわる費用は月額8万円で、後期高齢者医療制度によって1割負担とすれば、月額8,000円の費用で済みます。もしも、患者が特別養護老人ホームに入所されている場合、自宅酸素療法による保険適用はできるのですか、どうですかということをまず聞きます。

二つ目、養護老人ホームには、専属の医師がいますが、この医師の診断によって養護老人ホームにおいて、在宅酸素療法の適用はできるのですかということが二つ目です。

三つ目、市民が医療制度について質問したいときには、どこに問い合わせればいいのか、それもお聞きしたいと思います。

この三つです。

次に、市に相談に来られる方の中には、介護医療費だけで年金がなくなってしまった場合について、お聞きいたします。恐らくこの方は市民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険税などの税金を納められております。介護と医療で生活のできない方についての相談に対して、健康福祉部は税金等の支払いに対してどのように対処されているのですか、お聞きいたします。

次に、空き家対策について。

6月の藤原議員の一般質問で、部長は空き家対策条例について、現状の課題と問題点を検討すると言われました。どのように検討されているのですか。資料として私の近所の空き家を写真に撮りました。歩いて5分のほどです。5分ほどの中に、空き家が20軒で半分が人の住めない状況になっています。中には屋根が落ちている物件もあります。空き家バンクの登録だけでなく、住めない住宅に対しての対策も必要ではないかと思っておりますので、この点についてお聞きいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 質問の順序が違いますけど、私のほうから空き家対策についての答弁をさせていただきます。

去る6月議会で議員おっしゃったとおり、空き家対策についてという御質問がありました。問題や課題があるのか整理・検討すると答弁をさせていただいております。それ以降に具体的な相談事例も発生し、現在、他の自治体の対策状況などの情報収集等を行っている最中でございます。過日、小野市が倒壊の危険がある空き家の取り壊しを行政代執行をするという条例案をこの9月議会に上程をするという情報も入ってきたところであります。

空き家は、基本的には空き家といえども個人の財産であり、迷惑を受けている隣人や地域住民の間でまずは解決の努力をいただくことは周知のことであろうと思います。しかしながら、除去しないと防災、防犯、衛生上、大変な問題になるおそれがあり、個人での対応が限界となった場合、行政が建物の所有者に勧告、命令を促すことでいいのか、また所有者を公表し、行政代執行まで踏み込むのか、その場合の財源及び財政負担はどうするのかなど、検討範囲は多くあります。行政がどこまで、どんな方法で対応するかについては、関係部局と協議しながら、行政関係者だけでなく、有識者や地域の皆さんの意見を伺いながら進めるべきであると考えております。非常に複雑な問題でありますので、いましばらく時間をいただきたいとい

うふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 私のほうから医療制度と税金についてお答えいたします。

患者さんが特別養護老人ホームあるいは養護老人ホームに入所された場合、在宅酸素療法は保険適用になるかについて、お答えいたします。

厚生労働省の「特別養護老人ホーム・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」で特別養護老人ホーム・養護老人ホームには配置医師が義務づけられております。診療は介護報酬措置費等でみるため、診療報酬には算定されませんが、医療機器であります酸素ボンベ・酸素濃縮装置等は保険適用となります。

続きまして、医療制度についての問い合わせでございますが、国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療の各医療制度はございますが、市民生活部市民課にいずれも問い合わせいただいたらと思います。

続きまして、ひとり暮らしの方で年金180万円の収入があれば、税金は幾らかという御質問であります。年金収入の場合、所得計算において年金65歳を基準に公的年金等控除額は違ってきております。課税の基本となります所得金額が変わることにより、税額にも影響するということになります。年齢が65歳以上の方であれば、市県民税が年額2万9,300円、国民健康保険税が年額6万9,800円となります。なお、固定資産税につきましては、それぞれ個人の方、保有されている資産によって税額は変わりますので、その点御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、介護と医療費で生活のできない方の対応について、お答えをいたします。

介護保険サービスの利用者負担は原則1割であります。世帯の課税状況及び年金収入等により利用者負担上限額が設けられていることや、利用者負担の軽減制度及び居住費、食費の負担限度額認定により利用者負担の軽減が図られています。

また、介護と医療の利用者負担を合算して高額になった場合、限度額を超えた分を支給する高額医療・高額介護合算制度があり、介護保険サービスを利用されている低収入の方はこれらの制度により軽減を図っているところであります。これらの制度を利用しても支払いが困難でありまして、扶養義務者の援助も得られない、また、資産もないといった場合で生活ができない場合は、生活保護の相談になるかと

思います。

なお、年金収入年間180万円のひとり暮らしの方の介護保険料につきましては、市民税が非課税の場合、年間4万4,550円、市民税課税の場合、年間7万4,250円となります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 今、安心しました。保険適用ができるということなんで、福祉部はある意味で、この方についての対処をきちっとやっぱり養護老人ホームに対してするように説得してもらいたいと思います。それができるのかできないのか、生活福祉部のほうにお聞きいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 個々のこの間御相談の案件については、ちょっと別問題としまして、個々のことなんで、また別の機会でお話をさせていただきたいと思っておりますけども、一般的に保険適用になるかならないか、また先ほど市民生活部長のほうから回答がありましたように、お医者さんの判断によるところが大きいので、その保険適用がなりますかということを一応本人さんに再度病院側に確認をしてもらうようには指導をしております。材料費等も保険適用になるんで、これらはいかがでしょうかというようなことを病院のほうに問い合わせてくださいというようなことで健康福祉部のほうは指導をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 私の主治医であった山中先生が亡くなられましたが、今は御子息が後を継がれておられます。その先代の山中先生が特に配慮されたのが治療費で生活ができなくなることです。先生の口ぐせが、患者に対して医療費が払えるのかということをしよっちゅう言われてました。治療費が払えない患者に対しての治療費の減額制度や生活保護制度の説明であります。生活の費用がなくなれば、治療もむなしなものになりますので、優しい先生の行き着くところだったのだと思っております。

健康福祉部には、市民に対して業務相談を重要政策として位置づけております。相談に来る市民は勇気を振り絞って生活の苦しさを何とかできないかと来られているわけですから、介護費用と医療費用で年金がなくなる、そんな相談に対して公的負担の軽減相談も配慮すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 個人の状況によりまして一概に言えないこともありまして、個々の案件について、それぞれお聞きする中で、それぞれに個別の対応をしてみたい。基本的には保険適用ができるものについては、できるだけ適用をしていただきたい。それから、先ほども申しましたように、生活保護の場合でもすぐというわけにもなかなかいきません。扶養義務者の状況でありますとか、資産の状況によっても個々違いますので、そこらあたりはお互い個々のケースでそれぞれに検討してみたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 住民との接点はケアマネジャーです。ケアマネジャーは市民の介護相談だけでなく、自立して生活ができるかの判断もしなくてはなりません。ケアマネジャーの指導は健康福祉部だと思っておりますが、どのようにされておりますか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） ケアマネジャーの業務の主なものということで、相談の受け付けなり、申請代行、それから訪問調査、面接、課題分析、ケアプランの作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング、それぞれ関係機関との連携、給付管理業務といった本当に広範囲にわたる業務をケアマネジャーの方は担っていただいております。これにつきましては、年間通しまして研修会、また個々のケアマネジャーとの話し合い、そういったものを機会あるごとにこちらも意見交換しながら情報の伝達なり共有に努めているところであります。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 次に、空き家対策について質問いたします。

今答弁されたように、小野市は倒壊の危機がある空き家所有者に代って取り壊すことができるよう行政代執行を盛り込んだ空き家対策条例をこの9月に条例化を提案すると報じております。国も空き家再生等推進事業として、防災・防犯上、危険な空き家を自治体が費用を負担して解体や修理する際に2分の1の補助制度をつくっています。

先進地の条例も検討しているということなんですけれども、ここに流山市空き家対策管理に関する条例の制定についてと、松江市のホームページから、松江市空き家を生かした魅力あるまちづくり及びまちなか住居促進推進に関する条例、それから所沢市の空き家等適正管理に関する条例、柏原市の空き家対策適正管理条例、これらは市議会が提案した条例です。これほど空き家に対しての対策が緊急を要して

いる状況にあるんで、市議会とも共同でこれを積極的にやっぱりどうしたらいいのか、検討する必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 議員、今御指摘のとおり、これから社会情勢の変化を思うときに、ますます大きな課題になってくるものと思っております。先ほど答弁をさせていただいたとおりでありますけども、個人の財産ということが一つの大前提であります。個人の財産と一番今密接にかかわっていただいておりますのはやはり自治会であろうかというふうに思っております。現状では、市民の方々、自治会が議員が指摘されますような、それぞれ危機感をお持ちであるかないか、そこも一つ今課題として調査をする必要があるんじゃないかというふうに思っております。

私どもといたしましては、まず空き家の実態調査等を通じて、いわゆる空き家があるけども、非常に危険な状態が何戸あるのかと、そういうことも例えば一つの例として、自治会長さんに調査をお願いするとか、そういうことをまず把握してかかるべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、個人、自治会、行政、そして言われましたように議会の方々もどのような責任を果たすべきかなということを慎重に検討していく必要があるかと思っております。先ほど言われました先進地事例とあわせて近くの姫路市では、行政代執行の申請は地縁団体、一つの大きな団体の自治会等が含まれると思うんですけども、そこが申請をするというようなことも盛り込まれておりますので、さまざまな対応が可能かというふうにも思っております。いずれにいたしましても、これからの社会情勢の変化を考えると、先ほど言ったように大きな課題であるというふうに思っておりますので、また議員さんともども市としてどのような対策がいいのかなと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） この写真の中に空き地のも一つ入れています。これは、所有者が管理がかなわんさかいに言うて、市に寄附された土地です。それで、やっぱり市に寄附してもええ言う人もおられるし、市がちゃんとある程度きちっと補償してくれるんやったら、安い価格で市に提供してもええと言われる人もあると思うんですね。そういう中で、やっぱりこの空き地も、これ年に2回草刈りしよってんですわ。手間なことなんでね、どうかこういうところに宍粟材100%の日本住宅、モデ

ルハウスみたいなものをつくって、近所の空き家の人にこういうこともできるんですよというような、いろんなパターンで空き家をなくする対策をやっぱり実際にやっていたかなあかんと思うんですけど、市長、どない思われますかね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、担当部長がお答えしましたように、これ非常に難しい問題ではあるだろうと思います。やはり個人の財産でありますし、これは憲法でも保障されている財産権というものもございます。そういう中で、それにはそれぞれ持ち主の関係者もいらっしゃるだろうと思います。やっぱり原則としては持ち主あるいは持ち主の関係者がきちっとやるべき問題であるだろうというふうに思います。今、宍粟市においても何軒か危険な建物ということで要請がありまして、それぞれ連絡をとったりしてきているところであります。

そういう中で、例えば条例をつくって、市がやってしまうんだとか、あるいは補助金を出すとかということは、大分よく考えてやらないと、法的にもまた問題もあるのかなと思いますし、そしてまた人間の考え方にも影響してくるのかなと、こんなことも考えながら、いろんな観点で考えなければいけないのではないかなと思います。

以前の誰かちょっと忘れましたが、質問にもお答えしましたとおり、逆に前向きにといいますか、盆・正月だとか、祭だとか、しゅっちゅう田舎に帰ってくるんだと。水道も下水道もそのまま入っているんだけど、少し何とかできないかなと、こういう相談もあるわけでありまして。地域の人も、いやそれをボーンと蹴ってしまわれて、そんなこと自分で勝手にやれということになれば、それじゃあ出ていきますということで、それも寂しいことだというような話もあります。そういうことで、両方、そういったこともあわせて今検討をしているところであります。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 大きな意味で廃村の問題も近々目の前に迫っているような状態ですからね、空き家対策もそうですし、それから放置田の対策、それから放置林の対策、こういうものをやっぱり総合的にどうしたらいいのかというプロジェクトいうか、そういうものを組まないと、宍粟市の活性化というのはやれないんじゃないかなという気がするんですけど、市長、どない思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのとおりではないかなと思います。片方では、自分の利益ということを第一義的に考えて、そういうこともあるだろうと思いますし、やっぱ

り今おっしゃるように、地域というものの全体を考えないと難しい課題だろうというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） お願いしたいのは、市で各部署がやっぱり若手の優秀な人材を集めて、そういうプロジェクトチームをつくって、どないすればいいんかいうことを本当に真剣に対応していただきたいなということで、終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、7番、伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、岩蔭昭美議員。

○8番（岩蔭昭美君） 8番、岩蔭でございます。通告に従いまして、市長並びに所管部長に質問をさせていただきます。

市長と私たち議員の任期も残すところあと7カ月になります。私たちは主権者、住民の方々にいろいろなお約束をして今日この場にあります。その実績評価につきましては、間もなく住民の方々によって審判がくだされます。そこで、まず市長にお尋ねをいたしますが、市長は公約の第1に、徹底した情報公開、それに基づく市民目線の行政を挙げられました。この4年近くの田路市政について、総体的評価として市長御自身がどのような御認識を持っておられますか。まず、最初にお尋ねをしたいと思います。

次に、産業部長に前回に引き続きまして、公共建築物等における木材の利用促進プランの策定状況について、具体的にお伺いしたいと思います。

部長、この山と森林の本市にあって、国県は無論のこと、県下の他市町に比べても木材利活用促進策は立ち遅れている本市の現状を指摘した私の質問に対しまして、市長は独自かつ実効性のあるプランを早急につくりたいと、こういう答弁をされております。そこで、その独自性、実効性の意味するところはどのようなことであったのか、早急に策定するとは、いつの時期を示しておられたのか、市長からこれらについて具体的なコンセプトや指示・指導は明らかにされたかどうかについて、御説明をしてください。

次に、ここに、前回の質問の答弁でも触れられましたけども、朝来市の促進策の概要があります。これに比べて本市の促進計画にはどのような独自性、実効性が盛り込まれるのか、まず、その得策についてお示しを願いたいと思います。

次に、少し具体的な数値をもって、加えてお尋ねをしますけれども、本市も合併7年を経過したわけですが、もし仮に木材利用促進法というのが2年前に施行されたんですが、これが7年前に施行されておったと仮定したとすれば、どれ

くらいの対象施設になっていたのか。それによってどれくらいの木材利用の需要、あるいは促進消費増が見込めたかという推計しておられますか、これをお尋ねいたします。

何となれば、現在、鋭意策定中とされる本市の木材利用促進計画政策のメリット、すなわち地場経済にどのような効果をもたらすのか。今後5年間とされております推進期間の計画または予定施設の木造化・木質化による需要、消費増、どれくらいだというように試算をされているのかと繋がってまいりますので、あわせてお尋ねをいたします。

また、直近の事例といたしまして、小学校最大の工事量になります山崎小学校がまさに建築されようとしているわけですが、この建築の設計コンセプトにおいて、この木造・木質化率というのはそれぞれ何%に設定されているのか、これを知りたいと思います。公共建築物の木造化・木質化率の増進、これを目的とする同法のねらい、まさに直結するところがございますので、具体的な数値でもって御説明をいただきたい、このように思います。

次に、まちづくり推進部長にお尋ねをいたします。

遊休施設、山小屋活用によるエネルギー・食・水の自給自足体験実証という総務省の委託事業の受け入れがなされるとのことでございます。これにつきましては、先般の総務文教常任委員会で御説明もいただいたのでございますけれども、広くこの事業について、実証実験の意図するところ、しかも今後どのような政策上のメリットを求めて本市提案だったのかということをお尋ねいただきたい、このように思います。

最後になりますけれども、企画財政部長にお尋ねをいたします。

合併後10年間の数々の特例措置があと3年で見直されます。特に、財政上の特例の見直しは、単に行政のみならず、住民の理解・協力こそが強く求められる大きな課題であると思います。先般の藤原議員の代表質問の答弁もいただきましたが、私は広く住民理解を深め、市民とともに市政を進めるというためには、交付税の平成27年度以降の逓減想定額にあわせた合併特例措置逓減準備基金とも言うべき基金を設定して、財政調整基金とは視点を変えた財政対策を講じ、行政・住民ともに基金への捻出、積み立てへの努力を払うべきだと考えます。他市のよき事例等も学べるのが合併市町においてはできると思いますので、どうか再度この考え方について、お考えを承りたい、このように思います。

以上で初回の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩露昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き大変御苦労さまでございます。それでは、岩露議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

今、質問がありましたように、平成21年5月に就任をいたしまして、就任早々いろんな出来事があったわけではありますが、そうした中で、市政運営の付託を受けまして、市民の皆さんの御期待に応えるべく全力で取り組んできたところであります。

特に今御質問のありました点について中心にしたいと思っておりますが、この間「協働と改革と創造」と、こういったことを基本理念に自立したまちづくりを進めるため、徹底した情報公開あるいは説明責任を果たすべく、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

特に、平成23年には自治基本条例を制定をいたしまして、市民の参画と協働による市民自治の実現に向けた土台が構築できたのではないかとこのように考えております。

さらに、市民に開かれたガラス張りの行政とするための情報公開を徹底をし、そしてコンプライアンス条例の制定、あるいは不当要求に対するマニュアル等の整備を行い、公平公正な行政執行に努めてきたところであります。

厳しい財政に対しましては、行財政改革大綱に基づき、行財政改革を進めるとともに、効率的で質の高い行財政運営を行うために、事務事業や組織機構の見直しとあわせて職員研修の充実による職員の知識と技能の向上に努め、徐々にその成果が見え始めているというふうに感じているところであります。

また、環境基本計画、地域防災計画など宍粟市の特色を生かし、安心・安全なまちづくりを進めるための計画を策定するとともに、観光立市を実現するための観光基本計画について現在市民の参画により策定事務を進めているところでもございます。今後、さらに市民の皆さん、議会の皆さんとともに課題と目標を共有しながら、財政の健全化を図りつつ検証を行いながら、「参画と協働のまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

次に、合併特例措置逓減準備基金の創設の御提案であります。交付税の合併算定替えは急激な削減の影響を考慮し設けられた制度と理解をしており、市民の皆さんの御理解を得ながら歳出の削減、負担の適正化等によって財政の健全化を図っていかねばならないことは御指摘のとおりでもございます。ただ、今、御提案のありました基金創設につきましましては、後年度の財源不足を補うという目的からする

と、取り崩しを含めて財政調整基金と同一趣旨の基金になるであろうというふうに考えます。よって、市としましては、新たに基金を創設するのではなく、財政調整基金の計画的な積み立て対応をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

また、基金には、やはり原資も必要でありますので、あまりたくさん基金を持って、ばらばらにとということもいかがかなあという気もいたしているところであります。

その他の項目については、それぞれ担当部長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうからは、総務省の委託の「緑の分権改革調査事業」の取り組みについて、答弁をさせていただきます。

このたび総務省の委託事業であります「緑の分権改革調査事業」に当市の計画が採用されまして、国費10分の10負担で委託事業費663万5,000円の内示を総務省からいただいております。このたび9月議会の補正にも計上させていただいているところであります。

この事業の募集に申請をいたしましたのは、当市が現在推進しております環境や観光施策に相通じるものがあると判断したところであります。本事業の採択条件であります「条件不利地域の課題を解決し、地域力の創造を行うという視点」の中で、再生可能エネルギー等の地域エネルギーを最大限活用する仕組みを市民と行政の協働でつくり上げることにより、地域を活性化し、自立的な地域づくりを目指す取り組みとして、しそ森林王国の一宮の拠点であります千町の拠点施設であります、通称ヤケノ小屋を中心とした地域で事業を展開するように計画をしております。

この事業は、単年度事業でありまして、これから冬場に向けての実施となります。計画では、ヤケノ小屋でミニ風力発電、現在設置をしております水力発電の蓄電池化、自転車発電の設置、また薪ストーブで暖を取るなど、エネルギー自給の条件のもとで、施設利活用を試み、その中で除雪の作業や融雪による飲料水確保、またスノーシューによるトレッキングをまじえた自然観察など、冬場に限定される体験を組み込んでいきたいと考えております。

この事業を取り入れたメリットといたしましては、さらに当地でエコ体験ツーリズムプランをつくり上げ、通年利用ができる状況にしていきたいと考えており、この取り組みを基礎として宍粟市全体に広げ、自然エネルギーの利活用の推進とあわせて、さまざまな環境を考えるツーリズムを今後展開していく足がかりになればな

というふうを考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） それでは、私のほうから公共建築物における木材利用促進プランでの策定の関係の八つの質問に対してのお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公共建築物における木材利用の促進プランの策定期間はいつであるかということのお問いでございますが、まず、公共建築物等における木材利用についての県の促進方針はもう既に制定されておりますが、県の促進プランはまだ未策定でございます。それで、県につきまして、今現在内部で協議中でございます。その点から市長から、先ほども質問がありましたように、独自性のある計画になるよう指示を受けておりますが、県のプランも一定見据える必要があると考えております。これは、県に即したプランという指示もいただいている関係でございます。このため本市においては、促進方針はできるだけ早期に制定し、本市のプランについても県の策定計画を注視しながら、できるだけ早い策定に努めていきたいと考えております。平成24年度中には策定したいと考えております。

次、2点目の本市のプランについて、市長から具体的な考えや指示・指導はどのようなものであったのかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、市長からは県の方針に即していることはもちろん、実効性のある内容や森林王国でもあることから、それにふさわしい充実した計画、全庁体制の中で早期対策の指示などを受けております。さらに、木造・木質化については、木材生産の市町とそれから消費地の市町の温度差があるため、消費地と木材利用に関する意識の改革も必要でないかということで、全県の施策として取り組むことも努力せよという指示を受けております。

それから、3点目でございますが、県あるいは朝来市に比しどのような独自性・実効性を位置づける計画かとの御質問でございますが、県の方針に即していることは前提条件ではありますが、本市としましては、木材の持つすぐれた特性であります断熱性、調湿性等とともに、衝撃を緩和する効果が高いなど、人に優しい資材であること、木材の利用を促進することにより、健康でぬくもりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて地球温暖化の防止や環境型社会の形成に貢献することに期待をしております。市が率先して木造化に努めること等により、民間住宅への波及効果、森林・林業の再生に向けた木材利用の拡大の一つとして位置づける計画にしようと考えております。

4点目でございますが、政策メリット、地場経済に及ぼす効果はどのように推計しているのかとの御質問でございますが、公共建築物のみならず、広く木材の利用の拡大が図れ、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。木材利用の最大のウェートを占める建築物に着目し、その中でも木造率が低く、潜在的な木材需要が期待できる公共建築物のうち低層の公共建築物をターゲットとして国・県に準じて市が率先して木造化に努めることにより、民間住宅への波及効果をねらったものであります。

5点目の合併後における同法の木造化・木質化の対象建造物は、各々においていかほどが集計できるのかとの御質問でございますが、総面積において、公営住宅では木造化が1,074平米、木質化が781平米、教育施設は木質化が1万6,421平米、一般施設は木造402平方メートル、それから木質化は1,209平方メートルの合計1万9,887平方メートルの集計となっております。

6点目の、この7年間で仮に同法による木造化・木質化が推進されとしたり、どれくらいの木材の需要、消費が増進されたと推計できるのかとの質問でございますが、県の木造・木質化重点プランが未策定の中ではありますが、県が想定するであろうという基準、木質化60%以上と仮に仮定をしますと、木質化可能面積は約1万平方メートルの木材需要、消費が増進されたと推測をします。

7点目の推進プランが今後5カ年間推進されれば、需要、消費量増をいかほどと試算しているのかとの御質問でございますが、プラン未策定の段階では試算は困難でございますが、これまでの事業実施から考えますと、公共建築物においては約50%程度は増大するのではないかと考えております。

8点目、これは学校関係でございますが、今現在、山崎小学校の建築工事に入ろうとしておりますが、この設計の段階のコンセプトにおける木造・木質化率はそれぞれ幾らかという話でございますが、まだ木材の利用プランができてない状況ですが、宍粟市においては木材のまちでありますので、公共建築物は以前からなるべく取ろうという動きの中で動いておりまして、現在設計をしております山崎小学校の校舎は3階建て、床面積が5,542平方メートルのプランとなっております。建築基準法による耐火建造物とすること等が求められる建物の規模でありまして、兵庫県により定められた兵庫県公共建築物木材利用促進方針における木造化を促進する規模として、3,000平方メートル未満、2階建て以下を超える建物であることから、木造化をせず、内装部分の木質化を図ることとております。

なお、木質化率を求めるに当たり、兵庫県の定義では床、壁、天井等の種別ごと

に木質化した箇所、それぞれの床面積を累計した数値を木質化可能な床面積で除して求めるものであります。山崎小学校改築にかかる設計においては、木質化可能床面積4,964.14平方メートルに対して、床面積の累計は7,309.88平方メートルとなっていますので、木質化率は147%となっております。木材利用可能な限り、木材の利用をするということになっております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 質問時間もあまりないのに欲張って項目をたくさん言いましたので、本当深い議論にはならないだろうと思いますけども、きっかけをつくる程度のことに終わりそうでございます。

まず、市長の御答弁も私の質問自体が非常にざくっとしたものでございましたので、当然ながら答弁も総体的なものに終わったと。これはこれで今日はあまり時間がございませんので、ここに立ち入って入ることはいたしませんけども、今申されましたように、確かに就任されたさなか、いろいろと不晴朗な問題等がございます、その処理に随分苦勞なされたということはよく理解してございます。その後、打ち出された政策につきましては、意欲的なものは随分あるんですけど、ただ、これは御答弁ただかなくて結構ですけども、市民の間でこういう批判がちょくちょく耳にすると。ということは、この全般的に見て、いわゆる田路市政は見出しで読ませる週刊誌的やなというようなこと、これは耳の痛い話ですけども、よく味わっていただくというのか、理解していただきたいというように思います。何か見出しとか目次に終わって、市長の仕事が終わっているとすれば、やっぱりそれを具現化、具体化していく、いわゆる内容のある充実ということが、ここにおられる行政の皆さん方全体の大きな役目になっておるということをひとつ御認識していただければ結構かなあと、こういうように思っています。

それから、市長が答弁されたんですけど、特に交付税の逡減に対して、特別な基金というよりも、財政調整基金と同じようなものだというようなことをおっしゃるのですが、僕の言わんとしているところは、財政調整基金というのは禁じ手のルールだとか、その原資をどこに求めるかというようなことは、一応もう常に口にのぼっているところなんですけども、この逡減に即して基金を積み立てるという考え方はどこにあるかというのと、要するに市長も今いみじくも言われましたけど、基金には財源を増やすというようなことをおっしゃった。その財源を引き出すのに、単に行政の主導で行われている行財政改革のワンサイドでなくって、仮に住民のいろいろ

な福祉生活分野に至る部分においても、これは必ず減ってくる交付税の逡減に対応するために、ひとつ住民の方は理解して、これは後々急激な逡減になったときの住民福祉のための政策遂行費ががくんと減るということでは相成らないんで、それをひとつここは辛抱して、なだらかに逡減に対応するための基金なんで、ひとつ御理解くださいということを表に打ち出して財源を捻出して基金に足していくという考え方、必ずしもこれは財政調整基金の考え方と同一の考え方だということには思いませんので、こういう事例も名前を一々他の自治体は挙げませんけども、周辺自治体で合併したところが必死になって、そういう対策を住民に向けて逡減ということが起こり得る現実的な数字をしっかりと目の前に公表しながら、今年度は、来年度は、次はというように10年ぐらいのスパンでそれを理解を求めている姿勢というものには見習うべきものがあるんじゃないかということでございますので、早急な結論は求めませんけれども、ひとつそういう視点で考えていただきたいと、このように思います。あとは大変時間がないんで、これに対しての答弁は結構でございます。ひとつ要望しておきます。

産業部長ね、今いろいろるる御説明いただいたんですけど、私は県のプランも未策定なんだと。それから市が率先して公共物に木材を使うことによって、一般民間に波及していく、あるいは温度差のある消費地に対してのアピールということがあるんだと。それは確かにそうなんです。しかし、今私が求めているのは、この法律自体は一応5年間ということになっているんですね。はや既に2年たっているんですよ。この木材を地場産業の大きな柱と位置づけている本市にあってこそ、独自の木材を使う促進プランが急がれるんじゃないですかということをお前に申し上げ、今回も申し上げている。だから、県のプランがあまりできてない。できるだけ火急的に速やかになんて言っていると、このタイミングを大きく失う。過ぎた時間は取り返せませんので、ここのところは一体市なり市内の調整会議ではどういうところに至っているのか、どういう議論になっているのか。結論として、今部長の手元で進められようとしているこの策定プランの策定の時期はいつと考えて作業を進めておられるのか。この件はいかがですか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 先ほど申しましたように、県も促進の方針を打ち出しておりますが、重点プランについてはできてませんということをお言いましたが、これは全て県の指導のもとに、県のプランにも即したものでなければならないという指導を受けております。それで、県も入っていただいて協議を進めておりますが、内

部的なプロジェクトとしましては、関係している部局、総務でありますとか、検査契約課でありますとか、学校でありますとか、土木部関係では都市住宅関係、そういう部署で9名の人数がおります。そこで一応もう最終的な段階で3回の委員会を持ったんですが、その委員会の中ではいろいろ各部署での例えば学校建築ではそこまでの制約をされるとちょっと不都合があるとか、いろんなことがあるんですが、そういう中で、最終的なプランとしてはもうほとんどまとまりつつあります。ただ、これを先に打ち出してしまうと、もし県の策定が決まりますと、ちょっとこれはあかんということになって、指摘を受けて、また訂正を行わなければならないという指示も受けております。

それで、県につきましては、国が御存じのとおり、平成22年5月に国会で決まって、10月に制定されて、県は平成23年にされたんですが、県の予定は実施プランの予定ですが、平成24年から28年の5年間という予定になっております。ただ、24年度にプランが立ち上がっての5年間ということになってとんで、市についても5年間ぐらいの期間がないと木材の促進は図れないというようなことで、今現在かかっておりますが、近々に取りまとめて県的情勢を見る中で、市長とか内部の機関で審議を図って早く公表したいなと思っておりますが、最悪だめな場合につきましては、促進方針だけでも打ち出して、それに付随して並行してプランは公表していきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 県もブレーキかけるようなけしからんですな、率直に言わせてね。それはそれとして、前回の一般質問のときに、朝来市のは何か県の促進プランに沿ったもので、はっきりは言われませんでしたけど、はっきり私のほうが言いかえれば、あまり参考にならんと言わんばかりのお話だったんですね。ところが今部長のおっしゃる県の方針とか、つくっても県が修正かけてくるかわからんというようなことを言われてますけど、現に朝来市の場合の促進プランというのは非常に突っ込んだ具体的なものなんですね。もうできておるんですよ。これに基づいてお隣の朝来市は、自らの公共建築物に対する木造化・木質化に対して、全庁挙げて突っ込んだるわけです。それに遅れをとってませんかということは、前回は申し上げたとおり。

仮に一つを言いますと、朝来市の促進プランに基づいて、具体的な推進方法として、要するに庁内の政策調整会議というのが一つあるんですが、各部局の率先行動模型というのをね、各率先してこれに取り組みということになっている。そのプラ

ンを調整会議でやるんだけど、毎年それを検証して公表していくんだというくらい執行の姿勢というものが具体的に示されている。だから、それはちょっと本市の姿勢と大きく違うんですが、これ朝来市が早とちりして勝手に行くから、いずれ修正食らうだろうということになるんですか。私はそうはならないと思うんだけど、その取り組みの姿勢、考え方というものはやっぱり県産木材の唯一の生産拠点も持ちながら、過去の山の手入れ、環境保全、山元に少しでも金の落ちる産業林業政策ということに随分力を入れながら、自らの手ではそれをしっかり利用増とか、促進消費増を図るんだというような、いわゆる意気込みに欠けるんじゃないかということを申し上げていますが、この点はどうですか。朝来のこの例はおかしいんですか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） どこのプランがおかしい、おかしくないんじゃないしに、一応朝来とか養父につきましては、県が提案されたプランに基づいて作成されております。うちにつきましては、先ほど言いましたように、もう4回ぐらいの委員会を持ったんですが、その各々の部局での取り組み、当然そのプランの中には織り込んでいかなあかんので、産業部だけでは決めかねられないところがありますので、今各々の部署からの突き上げの中でトータル的にまとめていっているという段階で最終的な段階ということと、それから木材センターができました関係で、この宍粟市には当然早くのうちに促進の方針プランを構築しなければならないということがございますが、先ほども言いましたように、実効性でわかりやすいようなプランということで、もう少し時間をいただきたいということで、なるべく近々のうちに協議を重ねた上で公表できるんじゃないかなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 僕は、どこのを丸写しせえとか、県の指示にそのまま従いなさいとかいうようなことを言っているわけではないんで、結局、市のいわゆる一番の基幹産業であり、率先して官が公共物等に木材をしっかりと使うんだと。木造化・木質化というものを進めるんだというプランをつくって、それを隅々までやはり行き渡らせる、その姿勢を示すことが大きいんですね。現に、朝来を丸写しせえとかどうこうと僕は言いませんけど、朝来は本年4月20日なんですけども、これは制定しているんですよ、はっきり。一つの市の大きな政策の柱として位置づけられたということなんですね。それに比べてまだ我が市の場合は、この木材のまちであり、伝統ある森林の宍粟市であるにもかかわらず、そこはやはりちょっとスローモーじ

やないかというように思うから申し上げているんですね。

まだ、3回ちょっとやったけど、なかなか意見が合わないんですわというんじゃないかと、市長自身も独自性、実効性、できるだけ早くということをやられているから、ひとつ市長としっかり腹を合わせて、市長がやはりしっかり音頭をとっていただかなければこの話は進まないんじゃないかということをお願いしたいと、こういうよう思います。頑張ってくださいませか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 無理やり時間を費やしているわけではなくて、意見が合わないというわけでもないんです。ただ、なかなかほかの事業をしもっての話なんです、思うとおりに進捗してないのも事実でございますが、県下最大の供給地の施設もできました。市長からの指示もありましたように、市の独自性を最大限に利用して産業の振興を図るということを目指しまして、早期に公表できる形に持っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 時間が参りましたが、続けられますか。

○8番（岩露昭美君） 終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、岩露昭美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 失礼いたします。大倉澄子でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問させていただきます。

私は、大きく三つの点についてお尋ねをいたします。

まず最初に、しーたん通信・しそうチャンネルについて、放映・放送に一工夫をということでお尋ねでございます。

この2事業について、事業目的は市民との参画と協働のまちづくり、安全・安心のまちづくりの推進が大前提とされております。本当に必要で、かつ適正な費用対効果のある情報発信方法になっているか、お伺いをいたします。

しーたん通信、波賀・一宮の火葬は市の施設であるしらぎく苑でとり行われます。お悔やみ、葬儀のお知らせについては、1町分だけでなく、両町分とも放送できないか、お伺いをいたします。

しそうチャンネルにつきましては、文字放送は音楽に乗せて、ただ文字を流すだけでなく、音声が入ればなお知らせらしくなります。何よりも今のままでは目の不自由な方などには、実に不親切なものであります。「節電を」と叫ばれている今年の夏など、特に無言の文字放送を長時間繰り返し見てもらうということでは、節電要請と矛盾したことになってしまいます。時間割りなどの詳細は市民に周知されておりますか。毎月の広報などで時間割りの概要を載せれば、市民が進んでチャンネルを合わせてみようという気になり、初めて336万円の委託料も生きてきます。音声入り放映になりませんか。その際、運営費はどのように変化しますか、お尋ねをいたします。

次に、所信表明に対する姿勢について、市長が平成21年度第28回定例会において市政運営に対する所信表明をされてより3年3カ月が過ぎました。単なるスローガンでなく、全力を尽くして実行されることを市民は見守ってきましたが、今日に至ってもなお具体的な動きが見られていないものがあります。例えば、キャッチコピーとされたかったみどりの博物館、どのようなものか全くわかりませんが、博物館としてのグリーンミュージアム、エコミュージアムは、観光消費額にカウントできるような線にも面にも繋がってはいないように感じられます。年間を通して宍粟の魅力が披露できるようなルートづくりをされてはいかがでしょうか。

また、医師不足の解消については、昨年より基幹型臨床研修病院として指定を受けておりますが、研修医の先生方には研修期間が終了しても公立病院で勤務していただくようであれば意味がありません。病院としても先生招聘については十分な御努力をさせていただいておりますが、ここはやはり行政が今限りの力を注ぐべきだと指摘をさせていただきたい、私はそう思いますが、いかがでしょうか。

また、生活道の早期改良実現に向けた要望活動により、平成21年度当初から比較して整備促進率はいかほど向上しておりますか。今のままでは誰もが気合いを入れて通らねばならない道がまだまだたくさん残っております。通学路危険箇所箇所の施設点検も行われたようですが、未改良部分の全ては危険箇所の状態と言えましょう。

道路改良については、選択と集中という言葉がありますが、宍粟市民の視点、また、ほかからの来町者の方々のためにも、生活や社会面での安全確保の点からも市

内生活道の未改良部分については、一日も早い改良をお願いするものであります。

長年の夢、かなえていただきますよう、県への要望活動をさらに活発にさせていただかねばなりません。市長自らの十分な要望活動をしていただいておりますでしょうか、お伺いいたします。

教育施策の一部の推進においては、お互いの意見がかみ合わず、結果、市民の感情を二分するような状態に陥り、家庭や地域に笑顔が生まれていないと私は思います。現在、当初の数々の所信につき、どんな姿勢で具体策が講じられているのか、また、市長就任以来の御自身の所信表明、どのように評価しておられるのか、お伺いをいたします。

最後に、公立宍粟総合病院に手術前の方が安心でき得るケアシステムルームの設置を。市内には、ボランティアセンターへ登録のボランティアグループが131ありますが、私はそのうちの一つ、病院ボランティアめいちゃんの一員として、来院される方に対し、玄関先などでの車いすの介助など、医療行為ではない、簡単な活動をしております。地域と病院を繋ぎ、陰で支えるボランティア活動として、「みんな笑顔で」、これはどのグループでも言えることですが、誇りを持ってやっております。

めいちゃんのボランティア仲間からは、手術体験者が体験談をお話しして、手術前の患者様の心の安心や病気との向き合い方をサポートできたらいののという意見が出ます。先生や看護師さんが話されるのは当たり前のことですが、手術を受けられた方の実体験を聞くと、より安心でき、不安の解消にも繋がると思います。

現在、ケアプランの作成にかかる居宅介護支援などは、20の施設、事業所があり、市内のお年寄りに対する体制は十分に整っておりますが、それとは性質の異なった病院内でのボランティアとして、安心のためのケアシステムの構築を検討する必要があります。安心のためのケアシステムルームの設置を検討できないか、お伺いするものであります。

少し前、野田総理はある質問に対して、「近いうちに」と明言を避けました。近いうちとはいつのことか。聞いた国民にすっきりしないものが残ったのは言うまでもありません。今回、私の質問全てにおいて、市長の誠意ある、そしてまた私たち市民の信託を裏切らず、先送りもなく、スピード感を持った納得のいく明快な回答をいただけることを切に希望し、私の一般質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

議員の質問、先ほどの岩路議員と重なるところもあろうかと思いますが、私は就任時に「市民に開かれた行政」「市民とともに歩む行政」「行政改革の断行」、こういった三つを基本的な方針として取り組んでいるところであります。その理念に基づきまして、先ほどもありましたように、「自然を大切にしたい安心・安全なまちづくり」、それから「健康で個性を育む人に優しい環境づくり」、あるいは「暮らしを支え、未来を拓く魅力あるまちづくり」、こういった三つを大きな柱として取り組んできたところであります。

市民に開かれた行政とするために、先ほども申し上げましたが、情報公開の徹底、あるいはコンプライアンス条例の制定、あるいはまた不当要求行為に対するマニュアル整備など、公平公正な行政執行に努めてきたところであります。

また、平成23年度には多くの市民の皆さんの参画によりまして、自治基本条例を制定をし、市民・議会・行政の協働によるまちづくりの条例を制定をいたしまして、一つの大きな基礎ができたというふうに思っております。

そういった中で二つ、三つ具体的なお話があったわけではありますが、一つには、グリーンミュージアム、エコミュージアムというのは、前々から私が申し上げておりますように、宍粟というのは非常に恵まれた自然が、すなわち宍粟市全体がグリーンミュージアムであり、エコミュージアムであるという捉え方の中で、いろんな施策を進めてきているところであります。

具体的にどういうことかと言いますと、今、グリーンツーリズムといったようなことにも取り組みをしております、いろんな形で行ってきていることは御存じのとおりだろうというふうに思います。

この9月にも千町の岩塊流を基点としながら自転車と歩く、いわゆるハイクとバイクというようなことで、ツーリズムを計画をいたしたりしているところであります。あるいはまた、昨年1年間、今年はまだ実質取りかかっておりませんが、「宍粟市再発見ツアー」ということで、小グループではありますが、それぞれの地域を見ていただくというようなこともしてきておるところであります。

そしてまた、今、もみじ山につきましてももう既に委員会等でも御説明がしてあるだろうというふうに思っておりますが、もみじ山の整備をもう少ししていこうというようなことなり、あるいは東山の整備、それからちくさ高原の整備等、既に市民の参画の中で取り組みをしながら、将来の観光資源として位置づけをしながら、やっているところであります。

次に、医師不足の解消ということが出てまいりましたが、これはもう非常に難しいということは御承知のとおりであります。こういった中で、特に僻地と言われるような病院につきましては、本当に難しい状況であります。平成21年度の常勤医師が18名でございましたが、現在1名増えまして19名ということになっております。さらに、従来の医師を大学から派遣してもらっただけでなく、医師を地域で育てるために、昨年、臨床研修病院の認定を受けたところであります。初期研修医の受け入れ体制を整えているところであります。加えて、県の養成医師の派遣につきましては、平成25年度から1名の研修医の派遣が決定をいたしているところであります。

医師を確保するには時間がかかりますが、若手医師にとって魅力ある病院、あるいは地域であると感じてもらえるように取り組みをしてまいりたいというふうに考えているところであります。なかなか医師の派遣というのは、一朝一夕にできるものでもございません。そういった地道な取り組みの中で頑張っていかなければというふうに思っているところであります。

また、千種診療所につきましては、眼科を開設をいたしたり、あるいは研修医もかなりたくさん受け入れをいたしているところであります。また、公立病院におきましても、そうした県の派遣とは別に兵庫医大等からもかなりの皆さん、診療のできる先生方の研修も行ってきているところであります。今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、生活道路の整備状況ですが、市道、県道それぞれあるわけですが、特に遅れておりますのが、私就任しましてからとまっておりました宍粟市の南北の道路も何とか引き続いて昨年から工事をしていただいているところであります。

それから市道の関係につきましては、わずかではあります、0.1%程度ではありますけれども、進捗状況ということになってございます。

それから、要望ということですが、これは常にいろんな形で要望しているところであります。

一方、海外経済の減速あるいは円高などの影響によりまして厳しい財政状況が続いているところであります。行政改革大綱に基づきながら、行政の無駄をなくしながら、新たなサービスを生み出していこうという観点に立って、事務事業や組織機構の見直しとあわせた行財政改革も進めているところであります。

また、この間、平成21年8月の台風9号によります豪雨災害あるいは昨年の東日本大震災など、未曾有の災害が発生しておりますが、これらを教訓にしながら、自主防災組織の強化等いろいろ取り組んでいるところでもありますし、また、河川等

の水位、そういったことが情報としていち早く取れるようなことにも取り組んできているところでもあります。

また、一方では、学校の災害時の避難ということについて、非常に大事なものがありますし、学校教育上も大事なところではありますが、こうした耐震化についてはかなり進めてきたというふうに思っているところでもあります。

それから、もう一つ、幼保一元化、学校規模適正化計画のことが申されたわけですが、これは私が何も二分したわけでもございませんし、現在、まだまだ認識ができていないものを今一生懸命それぞれの立場で議論をしていただきながら、よりよき方向に進めていくと、そういうことでそれぞれが努力をしているところでもあります。

今後、さらに市民の皆さん、議会の皆さんとともに、課題と目標というものを共有をしながら、先ほども申し上げましたように、さらなる健全化、そしてまた参画と協働のまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。そういった意味でどう評価されるかということですが、一つの大きな基礎づくり、基本になるものは私がつくってこれたのかなと、そしてまた、そういったことについて理解も少しずつ深まってきているのかなと、こんな感想を持っております。

その他の問題につきましては、担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、しーたん通信等の工夫ができないかということについて、お答えを申し上げます。

市民の方に、より多くの情報を的確に伝えるということ、このことによりまして、市政への理解をいただきまして、参画と協働を進めると。こういったことで整備いたしましたこの情報化の設備、御指摘のとおり有効に活用しなければならないということはおっしゃるとおりでございます。

その一つとしてのお悔やみ放送、このことにつきましては、合併前より各町が取り組まれておりました方法を基本に、全市統一した放送、こういったことも考えたわけでございますが、自治会長さん等の御意見、また各地域によっていろんな意見が異なりまして、現在の形の放送となっている現状でございます。

御意見の一宮・波賀とも放送できないかとの御意見につきましては、自治会長会の意見やしーたん放送やしそうチャンネルが円滑に運営できるように審議会というものを設けております。その市民の方々に構成いたします審議会、委員会におきまして、年2回程度現在協議をいただいておりますので、その中で検討してまいりた

いというふうに思っております。

次に、しそくチャンネルの文字放送に音声を入れてお知らせをしてはどうかという御意見につきましては、文字と声の両方、このことによりまして、現在よりもよりテレビに近い放送ができるようになるというふうに思っております。しかしながら、毎日お知らせ放送の文字画面が変わってまいります。現在の文字放送の画面、1枚につきましては20秒間、15分で45枚の画面を流させておりまして、その画面の変動に対します音声をスムーズに読み上げて補足をするということにつきましては、かなりの熟練と、また相当の録音時間等が必要になってまいります。現在、放送を担当しております人員の確保、またそれぞれの細かい業務量の調整等も課題となっております。そういうようなことも含めまして検討いたしたいと。そして、運営費は、今言いました方法によりまして、職員の人件費を主に相当変わってくると思っておりますので、現在、明確に幾ら要するという点については、お答えする時期ではございません。

また、広報によりまして、しそくチャンネルの時間割りを載せてはどうかということですが、放送をする原稿と広報の発行サイクル、これが広報は月1回でございますので非常に異なります。そこで、リアルタイムのお知らせは困難であるということから、テレビを見ていただく方には、テレビのリモコン操作によりまして、常に番組表が御覧いただけるようになっております。この方法を9月号の広報等にも載せまして、操作でいつでも最新の情報が見ていただけるということで工夫をいたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、今日御意見をいただいておりますようなことを含めまして、この施設を最大限に活用した情報の提供、このことに努めるということは重要であるという認識をいたしております。先ほど申し上げましたとおり、今後、運営委員会を中心によりよい運営ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。それでは、私のほうからは、手術前の患者さんが手術を経験された方の実体験談を聞くことによって、安心して手術に臨むことができるケアシステムの設置について、お答えを申し上げます。

大倉議員さん御提案のとおり、手術についての説明については、医師や看護師からできるだけ丁寧に御説明をするように、そのようにしているわけなんですけど、やはり手術に対して不安を抱えておられる方もたくさんいらっしゃるということは十

分承知をしております。自分の体験に基づいて勇気づけたり、またアドバイスを
していただける人があったら、患者さんもより安心していただけると、そんな思いで
おります。しかしながら、手術には胃や腸、また呼吸器とか泌尿器、また婦人の方
の病気もございます。さらに症状の進行によって手術方法もたくさんあります。そ
ういうような中で病院の依頼によって個人情報を提供していただいて、また病院の
依頼で動いていただける多くのボランティアの方が集まらないとなかなかできない
のかなと、そういう思いでおります。今現在病院ボランティアのほうで大倉議員さ
んも入っていただいて本当に病院も助かっておりますが、また、そういうボランテ
ィアをしていただいている方と御相談もさせていただきたいと。やり方も含めてま
た実施できるかどうかも御検討させていただきたいなと思っておりますので、どう
ぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 秋の季語に「虫しぐれ」というのがあるそうです。今日は
さしづめ私の議会における声しぐれを皆さんに聞いていただきました。むなしい響
きにはならなかったようで、一安心でございます。市長におかれましても、ただい
ま御回答いただきましたとおり、真摯に力強い行政運営に御努力いただくことをお
願いし、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、10番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩とさせていただきます。

午前11時16分休憩

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせてい
ただきます。

今回のテーマは、組織づくりというようなことを、あるいは仕組みづくりという
ようなことをお聞きしたいと思っております。

宍粟市は、現在兵庫県の29市12町の各自治体の中にあって、その独特、得意な風
土・歴史・人材などの諸要素によってほかにはない個性が生まれ、今日、独自性・

自立性を持って運営されていることと思います。しかしまた、その一方、我が市も含めそれぞれの自治体は同様の課題、共通する課題を多く抱えており、それらは国や県が定める指針・方策・助言に従って、それぞれ決定的な解決策がないにせよ、それらの解決に個別に乗り出していることと思います。

御承知のとおり、平成11年3月末では、県内に21市70町あった自治体はそれまでの放漫になりがちな経営から脱し、合理的で効率的な経営を目指して合併を余儀なくされました。しかし、それでもなお想定以上の不景気の中で行財政はより厳しい運営を迫られ、ましてや、いわゆる少々のお金では解決できない問題を今日抱えております。いまだに多額の貴重な税金を消費し、投入するような浪費型の自治体経営を持続させていくのは時代錯誤も甚だしく、明らかに現実を無視した認識と言えると思います。

そういう中であって、人的資源、人材はもとより、言うまでもなく極めて重要な我が市の財産だと言えます。我が宍粟市にも現在でも他の自治体に劣らない優秀な意欲のある有能な職員が数多くおられると信じておりますが、こうした人材のモチベーションを高め、能力を高め、人材の育成や養成することによって活躍できる場を与え、今後の重要課題に対処していくことこそが今求められているのではないかと考えられます。

以上のことを念頭に次の質問をいたしたいと思います。

まず、一つ目ですが、創造戦略会議、自治体間交流、これの実態は今どうなっているのかということをもまず初めに聞きたいと思います。

俗に、「天上天下唯我独尊」とか、あるいは「井の中の蛙大海を知らず」というようなことを、そういう姿勢を戒め、また内向的になりがちな、内弁慶的な無為無策に陥ることを案じて柔軟で機動性や実効性の高い行政機構に変革転換していくための方策や提言を暗示し、示唆するために、私はかつてこの場で質問をいたしております。それについて、当然市長はじめ当局はその都度、十分ではないにせよ、ありきたりとは思いましたが、差し当たり私を納得させる一定の回答をされておりました。

2年前の平成22年9月定例会では、市長は、「若手職員による創造戦略会議を立ち上げ将来像を検討している」と言及されました。また、同じ年の12月定例会での私の「人的交流」あるいは「自治体間交流や連携」を促す質問に対して、当時の企画部長は、「県主催の政策研究会で県職員や他団体の職員などとの政策課題の検討を行っている。担当レベルの交流や意見交換を提言していく」などと答弁されてお

りました。その後、こうした市政の機構や組織はどのように試行され実施され、現在にどう影響し、反映しているのか、お尋ねしたいと思います。

1番にも関連することではあるんですが、二つ目の質問です。問題解決のために自治体連携や研究がどうなされ、どう実行されているのか。

さまざまな問題解決のために、宍粟市が自前で独創的な画期的な解決策を示すほかに、あるいはそのために他の自治体や産官学連携による研究や分析、職員の人事交流、国や県を媒介にした人材教育といった恣意的なアウトプットが効果的であると思います。共通の課題を抱える自治体との積極的な情報交換や連携はとりわけ有効であり、得られる机上の成果から、結果、現実現場にどう実施策として採用され、実施されているのかどうか、その実態をお尋ねしたいと思います。

ちなみに、以下は自治体共通の重要課題と考えられます。①商工業対策、②少子高齢化対策、③限界集落対策、④獣害対策、⑤空き家対策、⑥防災対策、これらの具体的な各課題を引き合いにして組織や人材育成の面からその研究心や努力や実行力の反映、その経過や軌跡はあったのどうか、あるとすれば、どのようなもので有効に活用されたのかどうか、どう評価されているのか、お尋ねしたいと思います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 寄川靖宏議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、寄川議員の質問にお答えをいたします。

宍粟市の人材育成につきましては、合併後、平成19年4月に宍粟市人材育成方針が策定をされております。職員の能力開発を長期的な視点に立って効果的に推進し、組織の総合力を高めるための方向性を示しながら取り組んでいるところであります。

平成22年に設置をいたしました「創造戦略会議」では、地域課題と向き合い、地域活力の向上と実務担当者層の積極的な政策立案への参画を目指して、その下部組織として若手中堅職員のプロジェクトチームを設置をいたしました。それぞれの部会から毎年提言を受けているところでもあります。

一例を紹介いたしますと、組織・機構部会からは組織のあり方を合併10年目の姿として提言がなされ、組織のスリム化やフラット化、あるいはまちづくり推進機能の重点化など、その趣旨を組織機構の編成に反映するよう努めてきたところでもあります。

また、観光部会では部会からの提言のあった報告書を基礎としながら、翌年度の23年度に市民参画のもと、観光基本条例を制定し、現在、基本計画の策定を目指し

ているところであります。

また、こうした中で、山菜プロジェクトといったようなものも生まれて第1冊目ができ上がっているところは議員も御覧いただいたことと存じます。

また、さらに昨年、若手職員の柔軟な発想により提案されました「知名度アップCMコンテスト」なども本年度に事業化をして、マスコミ等から積極的に取り上げられながら、宍粟市の知名度アップに取り組んでおるところでもあります。

次に、自治体間連携や研究についての御質問ですが、現在宍粟市では、毎年、人材育成のため、県の市町振興課や県土木事務所へ職員を派遣しておりますが、本年度から政策形成能力や行政管理能力の修得を目的にした総務省の自治大学校への入学も検討しているところであります。また、そのほかにもいろいろな研修がございますが、積極的に取り組ませているところでございます。

また、自治体の連携では、御承知のとおり有害鳥獣対策における県も含めた市町間連携や、あるいは防災面でも県下市町はもちろんのことでありますが、本年8月には県境を越えての災害応援協定の締結、あるいは国土交通省との災害応援協定締結などに取り組んでいるところであります。

また、今年5月29日に播磨の存在感を全国に発信をして、播磨地域の総合力を高めるために発足をいたしました「播磨広域連携協議会」では、播磨広域防災連携協定に基づき、広域防災体制の確立や播磨地域をめぐる観光ツアーの実施など、広域的な観光施策の連携を進めることといたしているところであります。いずれにしましても、自治体連携はそれぞれ課題に対して重要であるというふうに考えて、今後とも取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、具体的なことにつきましては、それぞれ担当部長がお答えいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） それでは、再度質問させていただきます。

交流の中から活性化についてのアイデアぐらいは当然どなたでもお持ちだろうと思うんです。そうじゃなくて、やはり今若者がどういう状態にあるかと言いますと、この市役所に勤めておられる若い人は、とりあえずですが、しっかりした生活保障があるだろうと思うんですが、雇用不安があります。こういうことについて、プロジェクトチームを組まれたことがあるんだろうかということが気になります。

それから、あるいは商工業対策、これも雇用にも繋がることですが、これについて、その今言われたような創造戦略会議あるいは自治体間交流の中で、真剣に討議

されたことが、議論されたことはあるのだろうか、そういうプロジェクトチームが組まれたことがあるのだろうかというふうに思います。

それから、農業関係でいえば獣害対策ですね、これなどは例えば農協と行政のほうと、あるいは若手職員の間で合同の対策を練られたことがあるのだろうか。これなどは特に我が宍粟市だけの問題ではなくて、お隣の佐用でありますとか、朝来でありますとか、丹波篠山でありますとか、やはりこの山間地域の共通の課題だろうと思うんです。やはり共通の課題ということになりますと、そのあたりの対策とすり合わせて、一緒に会議を持たれたことがあるのだろうかというふうに思います。

この本庁のこの建物の中だけで、何度も言いますが、井の中の蛙的な発想で解決できるものとは、とても思えませんので、やはりこれは一挙には解決できないとは思いますが、こういう連携の中からアイデアが出るものではないかと。そしてまた、それは従来の考え方でない若い人の発想から解決策が出るのではないかとというふうに私は思います。そのあたりのことを少しちょっと掘り下げてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

雇用プロジェクトとか商工業につきましてのプロジェクトというのは今のところありませんが、雇用の機会ということで、西播磨を中心とした企業をもとに合同の説明会とかそういうのは実施しておりますが、それからハローワークについての月2回の移動相談等は実施しております。

それから、農業の獣害対策につきましては、西播磨のコウト・農林を中心とした連絡協議会等で各市町の実態の中で兵庫県下の獣害被害に対する対策を練っております。これにつきましては、個々のプロジェクトも大事なんですが、県全体の中での状況の中で対策を練っていく、その中で地元からの要望を取り入れながら、やっていくというのが今の現在の状況でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） そういうふうにして、何年も過ぎて、毎年毎年どんどんどんどん被害が大きくなっていくと。やはりほかの自治体では、効果的な効果を上げているところもあります。実際行ってみますと、それぞれ午前中も空き家のお話が出ておりましたが、空き家対策などもやはり積極的にやられて、あるいは若い人のアイデアなんかも取り入れて、あるいは自治体間交流の中から対策を練って、成功事

例がございます。それは決して真似のできないことでもありません。見習って取り入れればできることだと思います。

それから、これは先ほどは前川部長からお答えいただきましたが、こういうものは個別の部局で当たっていくというようなものではないと思います。本当にこの地域で生活するということになりますと、各部局に課題を振り分けて、それで、ああ、そこをおまえがやっつけというようなことで済む問題ではないと思うんです。もっと本気で行政が取り組まなければなかなか解決できない。それをいわゆる私の目から見ますと、あまり本気で取り組んでないのではないかなど。部局に問題を振り分けて、この問題はこれ、この問題はこれ、この問題はこれというだけでは、なかなか効果が上がらないように私は思います。

例えば、これは恒例だとは思いますが、防災対策などは若い人が消防団で活躍するということを、もうほとんど前提に成り立っておって、どんな問題が起きてもすぐに消防本部と消防団とが連携できると。こういう例もございますので、獣害対策あるいは空き家対策あるいは雇用対策もやはりそれと全く同じようなことができるとは思いますが、やはりもっと具体的に実際的なプロジェクトを立ち上げて問題解決に当たるという、そういう手法が望まれると思います。はっきり言わせてもらいますと、少しこの庁舎の職員の人には人脈が足りないのではないかなというふうに思います。さまざまなことで、いろんな交流をもっともっと積極的に築かれて、情報を取り入れやすい、生かしやすい状態をつくる必要があるのではないかなというふうに思います。やはり、限られた情報、限られた知識の中では、なかなかいい案も出ないのではないかなど。そこで、私は人脈づくりも兼ねて若い人の交流をもっともって進めて、優秀な職員を育て上げるという、そういう計画を練ってほしいなというふうに思います。

プロジェクトとして、この庁舎でどういうふうにそういう人材を育てていくかと、オーソリティを育てていくかということが、今、本当に喫緊の課題ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。まちづくり推進部長にお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 全体的なことにかかわっておりますので、私のほうからまずお答えを申し上げたいと思います。

おっしゃいますように、人脈と情報は非常に大切なことだろうと。特に我々のような行政が推進をしていくということには必要なことだという認識をしております。

いろいろな宍粟市も課題がございます。産業部長も申しあげましたように、それぞれの担当部署がございます。しかし、なかなかそれだけは政策がうまく進まないということで、その外にプロジェクトチーム、あるいは市民を巻き込んだいろんな検討会議を持っておるところでございます。ただ、非常に大きな課題でございますので、職員だけの知見ではなかなか難しいということもよく承知をしております。一つは情報不足で少しご指摘をいただいたことは、空き家対策のPRの仕方についても議員からもいろいろ御指摘をいただきました。本当に他の抜きん出ている市町のPRを見ますと、非常に我々のほうの情報が乏しいなということも実感をして、今急遽そのようなことで訂正をいたしておるところでございます。そういう事例もございますので、職員が集まってなかなかいい知恵も出ない状況でございますけれども、担当課の横にプロジェクトチームを置いて、それぞれ戦略会議等もいたしながら、今後とも努力してまいりたいということを考えているところでございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 今、副市長さんのほうからお答えがあったとおりなんですけど、私のほうからは2点ばかり、市の中のプロジェクトではないんですけども、ほかの国あるいは県との、またNPOとの連携をもって今事業を進めておって、非常に有効に前に行っているなということ認識をしておる部分について、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、大きな課題の限界集落の関係なんですけども、この件につきましても、まさしく私とこ市独自でどうこう言うには非常に大きな課題であります。その中で、兵庫県あるいはNPOとの力をお借りして取り組んでおるところでございます。例えば兵庫県では「地域再生大作戦」「小規模集落元気作戦」、それから農業では「地域農業再生事業」、それらを検討・支援をいただきながら展開をしております。

また、NPOでは、既に御存じのとおり「あこがれ千町の会」を立ち上げていただいて、地域あるいは市と一体的にその情報共有、あるいはまちのあり方について進めておるところであります。

それから、防災につきましても、先ほど市長さんの答弁にありましたとおり、国・県、いわゆる非常に力を貸していただいて、特に自然災害等にはいかに対応するのかということをしておるわけなんですけども、先週ホームページにもアップをしております、このたび地域防災計画を見直しております。その中で、やはり40名余りの委員さんに参画をいただいて、それぞれの立場で御意見をいただいたりしながら、このたびの平成21年の大きな災害を反省にした自助・共助・公助の大きな三つ

の柱のもとに計画を見直して安全・安心のまちづくりの一つの大きな柱としたいと
いうことの取り組みもごさいます。今、議員おっしゃいました職員の若手等を中心
としたプロジェクト等の立ち上げとあわせて、やはり先進の地域といいますか、上
部組織とも連携を持ってやっていくということが非常に大事だなということは今実
感して思っております。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） まだちょっと時間がありますので、ちょっとしゃべりたいな
と。

積極的にやられておるとは思います。しかし、本当に具体的にすぐにでも可能な
プロジェクトというものはあるはずですね。例えば空き家対策ですと、この市内の不
動産業者の方と本当にひざを突き合わせて話し合ったことがあるのかということだ
すね。それから、各集落・各村には空き家があって、本当にそのお宅まで特定でき
るわけですから、いよいよこれをどうするんだと、地域の人はどう思っているんだ
というふうな踏み込みも必要ではないかと思えます。私は、若い職員とかと時々話
すんですが、なかなかアイデアは持っておるんですが、発揮できる場所がないの
ではないかなという気がしております。

あるいは獣害対策についても、やはりさまざまな試みがなされて、よその自治体
ではあれこれと工夫されております。今のところ、我が市では、なかなか工夫する
ところまではいってないと。まあまあ網を張って、とりあえずやっておるんだとい
うぐらいな対策でしかないように思います。もっともっとやはり研究しなければな
りませんので、これは近隣の兵庫県内の自治体だけでなく、全国的な問題なのか
もしれませんので、やはり交流を広げることによって、もっともっと情報が入っ
てくるのではないかと。アイデアもどンドン沸いてくるのではないかと思えますので、
切磋琢磨していただきたいなということを提言して今日は終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、2番、寄川靖宏議員の一般質問を終わります。

続いて、17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 17番、大上でございます。通告に基づきまして、一般質問
をさせていただきますと思います。

私は、今回、NPO「青年の村」という法人を設立しまして、中山間地・過疎地
の再生を青年たちに委ねようとする構想が一宮町の千町自治会内に拠点を置いて進
められようとしております。このことにつきまして、行政のかかわりと支援につい

てお尋ねしたいと思います。

ここで、ちょっとお願いがあるんですが、今回の第49回宍粟市議会一般質問のお知らせというこのチラシが新聞折り込みされたわけなんですけども、この中で私の質問内容がNPO「青年の家」の中山間地云々となっておりますわけなんですけども、正しくは皆さんのお手元に通告しておりますとおり、「青年の村」が正しいので、そのように御承知置きいただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、これまでたびたび宍粟市の活性化は農林業の再生と人口増の対策が一番であり、その取り組みの一つとして空き家や耕作放棄地を利用して、農業に就労していただき、人口増に繋げる施策の展開が重要であり、雇用環境の厳しい、今こそチャンスじゃないでしょうかというようなことを提案してまいりましたが、それに対して市長のほうからは、農林業の活性化あるいはまた人口増に繋がる施策は大切と認識し、営農組織の育成・強化やUJIターン者や団塊の世代の帰農者を受け入れる体制の充実を図り、農林業への就労促進や子育て支援など、いろいろな事業や多額の予算で対応しているが、難しい課題であり、なかなか成果が出てこないというような趣旨の答弁をいただいてまいりました。

そこで、お尋ねいたしますが、2010年から兵庫県が進められております小規模集落元気作戦に参加され、神戸市、相生市を拠点に活動されているNPOひょうご農業クラブを中心とした都市住民と千町自治会が「あこがれ千町の会」というものを立ち上げられ、休耕田や耕作放棄田の再生、野菜を中心とした農作物の生産加工、集落の自然環境と歴史文化遺産の保全、村とまちの交流などを目的として限界集落の再生に千町自治会と都市住民が懸命にチャレンジし、取り組んでおられますが、これをさらに発展させて、千町地区にとどめず、宍粟市全体に広めようと、新たに千町自治会内に事務所を置き、「青年の村」というNPO法人を設立し、仮称「過疎再生大学」などを併設して中山間地・過疎地の再生に取り組もうと準備が進められております。

これは、私が聞くところによりますと、人口減少による過疎化の進行、そしてまたTPPに参加すると、中山間地の農業と地域は大打撃を受けるということに考えられるところから、これらの対策として若者を多数宍粟市に迎え入れ、過疎地と農業の再生を青年たちに委ねよう、そのために青年を志の高い農業者として育成し、農業を中心とした仕事に従事できる地域リーダーを養成する学校を併設し、5年後には100人くらいの青年が宍粟市内で農業に従事しているようにしたいというよう

な構想であるようでございまして、私にも一宮の地元議員として協力するよう千町の自治会長やあこがれ千町の会の代表者の方から要請され、お手伝いをしなければいけないかいなと思ったりしているところでございますが、行政として、これまで県と一緒にこの小規模集落元気作戦の展開や限界集落の再生に向け、いろいろと支援や指導をしてこられ、「あこがれ千町の会」は大きな成果をおさめられました。

しかし、一方で、多くの反省点や気づかれることもあり、その中から過疎地の根本原因を突きとめると、過疎地の農業を本格的に立て直さないと事態の悪化は食いとめられない。そして、若者・青年が過疎地に定住できるようにしないと、過疎地の未来に展望が持てないということがはっきりわかってきたと言われております。そのために農業を事業として成り立たせる、その中で、青年たちの生活と自立、自己実現を図るようにするにはどうすればよいか。それには組織化された団体が主体的に、また継続的に事業として青年たちを支え担い支援し発展させる以外にはないと考えられると。そういうことで行政にかかわって過疎化した中山間地域に青年を呼び込むことで地域づくりに寄与したいと、今回新たに「青年の村」というNPO法人を設立し、取り組もうとされておりますが、このNPO法人「青年の村」が取り組まれようされている構想について、県や市はこれまでどのようにかかわってこられ、今後どのようにかかわり、支援し、宍粟市に若者を呼び込み、農業を立て直し、過疎地域の再生と宍粟市の活性化を図っていこうと、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

ここで、通告書には書いておりませんが、少しこのNPOの「青年の村」の構成メンバー等を聞かせていただいておりますので紹介しておきますと、理事長にNPOひょうご農業クラブの代表でコープこうべの前進であります灘生活協同組合のOBで協同組合活動に精通された方、そしてまた理事などに県職員のOBで西播磨テクノポリスにあるスプリングエイトなど土木部を中心に勤務されていた方、また、関西国際大学の先生に学生、それから神戸市でコープこうべのふるさとづくりにかかわられたコンサルの代表、兵庫県立大学大学院に在籍中の学生、そして、地元の千町自治会の現及び前自治会長、さらに「あこがれ千町の会」の代表などが構成メンバーとされ、正会員は年額1,000円で2口以上というようなことで、これから募集されるようでございますが、そして活動の目的は、過疎化した中山間地域に対して農林業と中小企業の活性化及び再生に関する事業を行い、豊かな地域づくりに寄与するとされております。

現在、市や県の指導を受けながら県の法人の許可を受けるべく手続をされておるようで、それが済み次第法人登記をします。そして、今年度12月末ぐらいまでに手続を完了したいというような取り組みがそうでございますので、紹介しておきまして、最初の質問とします。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、大上議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

質問の内容を先ほど述べられてわけですが、よく研究されておられますので、特に私のほうから説明する必要はないのかと思っておりますが、質問でございますので、お答えをしたいというふうに思います。

順序が逆かもしれませんが、結論から申し上げますと、こうした活動に対して市としても支援をして地域活性化に繋がりたいという考えを持っております。しかしながら、今現在において、そうした取り組みがされておる最中でもございます。この組織が公益活動への組織化ではあると思っておりますが、こういった活動になるのかと、こういったことも踏まえた上で支援をしていくという考えにしておきたいと。そしてまた、そういった活動についていろいろ相談もしながら協議をして、できるだけの支援を行い、活性化に向けたいというふうには思っております。

「あこがれ千町の会」で今までの支援につきましては、兵庫県の地域再生大作戦の中の小規模集落元気作戦を中心としてやってきたわけでありましたが、農業では地域農業再生事業など、いろんな事業を絡めながら事業展開を行っているところであります。「あこがれ千町の会」は地元会員と村外会員から構成され、現在は千町の休耕田を利用して無農薬による有機野菜生産をされております。このとれた作物につきましては、六甲アイランドをはじめ神戸・相生市内のNPOひょうご農業クラブが運営する直売所を中心に販売されている状況であります。会員の皆さんで農作業をはじめ千町岩塊流の保全、市道敷の草刈りなど、地域活動へも参加をいただいております。小規模集落元気作戦は、平成22年度で終了しておりますが、今年も耕作農地を拡大し、積極的な交流活動が実施をされているところであります。

こうしていろいろ頑張っておられますが、いろいろ先ほど議員のほうからありましたように課題も出てきております。農作物の販売の方法でありますとか、あるいは作業のローテーションでありますとか、いろんなことを今ちょうどそうした定義がされて、検討がされ、新たに発展をしようというふうにしておられるところでもあります。

今後、この千町を拠点とするNPO「青年の村」を設立をして発展的な事業展開を行おうと計画されておるところであり、地域住民がやる気を見せ頑張っている地域は行政としても支援をしていくべきだというふうに考えております。しかしながら、いつまでも支援を続けるということはなかなかできないわけでありますので、その取り組みの中で自立できる組織づくりということに向けていかなければというふうにも考えているところであります。

平成24年度は地域再生大作戦の地域再生拠点等プロジェクト支援事業への採択を受け、今後の構想の取り組みが可能かどうかも含め検証し、計画を作成される予定であります。その計画の具体的な内容を精査しながら、関係部局と連携支援を行っていききたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、大きな構想であり、事業計画と地元とのかかわり、あるいは体力等を慎重に検討しながら、市としての位置づけと支援の判断をしてまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

具体的な現在の取り組みについては、また担当部長のほうからお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 具体的に担当のほうからということでございますけども、市長のほうから今いろいろと「あこがれ千町の会」のことなど説明いただきましたので、私も何ぼか勉強しておりますので、理解させていただきましたので、質問を続けさせていただきます。

今言いましたように、これまでのかかわりとか、あるいはまた今後のことの支援については、市長もおっしゃったように、今取り組みの最中なので、今後の取り組みの状況などを見ながら支援していきたい、取り組んでいきたいというふうに答弁いただいたので、そのように是非お願いしたいなと思うんですが、そう言いながら、少し支援に対して考え方が弱いんじゃないかなと思うたりしますので、再質問をさせていただきますが、今、市長のほうからありましたように、「あこがれ千町の会」といいますのは、兵庫県が進める小規模集落元気作戦という事業に千町自治会が参加されまして、県公館で行われました都市住民と千町自治会の交流会、見合いのようなことがありまして、そこにどちらも顔を出しておられて、その縁で都市住民と千町自治会が共同して千町の休耕田、または耕作放棄地を利用しながら野菜づくりなどをしようということから始まり、それが少し発展して「あこがれ千町の会」という会をつくられておるわけでございますが、2010年に神戸の六甲アイランドを中心とした都市住民、約30名余りの方と千町自治会で今言います「あこがれ千

町の会」を立ち上げられまして、休耕田を耕しながら、種をまいたり、またはイノシシの柵づくりから、草取り作業、そういったことに汗を出しながら、六甲アイランドで収穫祭を行ったり、千町での夏まつりの交流などを行い、交流を図っておられます。そして、平成22年には55アール、23年には50アールの放棄田を畑に再生されるなど、活動を展開されております。

この「あこがれ千町の会」というのは、こういうチラシをつくって、活動されております。都市部からたくさんの方が千町にやってきて、畑、野菜づくりからいろんなものに取り組んでおられます。詳しくはよう調べておらんのですが、週に2～3回交代で千町にずっと通って来られて、畑で汗を出しておられるということでございます。忙しいときには千町に泊まって、今は宿泊所もつくられたりして、頑張っておられます。

今回、こういったことの取り組みの経験を生かして、過疎化した中山間地域に青年を呼び込むことで、地域づくりに寄与したいと。そういうことで、地元とともにNPO法人を立ち上げようということで、取り組んでおられるところでございます。大変ありがたいことだなと私自身は思っております。がしかし、このすばらしい構想を成功させるには、やはり行政の財政的な支援をはじめとしまして、いろんな格好でかかわりをしていただくということが大切になってくるんじゃないかなと思います。是非NPO法人任せでなく、宍粟市も一緒になって汗をかいて多くの若者が休耕田や耕作放棄田を利用し、農業に就労し、宍粟市に定住していただき、過疎地の再生と宍粟市の活性化に繋がっていったらいいなと私自身は思っておりますが、市長も同感じゃないかなと思うんですが、こういった取り組みにつきまして、もう少し市長の御意見を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃることはごもっともでありますし、私もそうした中で地域活性化を是非図りたいというふうに思っております。法人に任せっきりということでなしに、当然これ市も何らかの負担ということが出てくるだろうというふうに思っております。国の事業ですので、それぞれまた具体的なことはこれから出てくるだろうと思いますが、それとともに、こういうのが立ち上げられても、訓練をする場所も必要になってまいります。そういうことで今幸いにして農林公社等もあるわけでありますので、今、岸本事務長のほうには、専務理事といたしますか、事務長といたしますか、農林公社に岸本君というのがおりますが、その中で、今、国の制度の中で農業後継者の問題いろいろ制度も出ておりますが、そういったことが

あったり、こうしたことの中で役割が分担できることは今から考えておくようにと、こういったこともしながら、いろいろな協議がこれからされるということを見守りたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 再質問をさせていただきます。

一番最初の質問のときの市長の答弁の中で、頑張っている地域については支援していきたいというような趣旨の答弁があったかと思うんですけども、それに関連して言うんじゃないんですけども、大分県の知事だった平松守彦という知事が「一村一品運動」というのを展開されまして、全国的に一時ブームになったような時期があったんじゃないかなと思うんですが、そのときに、その知事が全国市町村会議の知事会の席で、「一村一品運動」を一生懸命やっている市町村は過疎化が止まり人口が増えている、やる気のない市町村はやらなくてもいい、ただし、そこは人口も減る一方だろう、だからといって県に何かしてくれと言っても県は補助金は出さないというようなことも言われたというようなことを聞いたことがございます。そういったことで、今、千町自治会としましても一生懸命汗をかき、頑張ろうとされておりますので、こういったことにつきましても、ひとつ御理解をいただきたいなと思います。

また、宍粟市が取り組んでおられます「森と水の地球環境大学」で、講師としてお招きして講演いただきました岡山県美作市で「限界集落とは言わせない」ということで取り組んでおられます地域おこし協力隊の井筒耕平という先生が来られましたが、その先生の話をお聞かせいただきましたときに、岡山県美作市で8,300枚の棚田の再生を中心とした地域の再生の取り組みでは、大阪を中心とした都市住民が約3年4カ月、述べ2,000人が交通費自腹、手弁当で約170キロ離れた美作市までやってきて、草刈り、水路の掃除、開墾などを行い、「限界集落とは言わせない」と汗をかき、雑草に覆われ見えなかった8,300枚の棚田の石垣が姿を見せ、今では多くの都市住民が見学に訪れたり、定住も促進されて、大変活性化されているというふうなお話をされました。

そのとき買った本ですけども、これなんですけども、「愛だ！上山棚田団～限界集落なんて言わせない！」という、こういう本を発行されておりますので、また参考にしていただいたらなと思うんですが、今回、千町に拠点を置き、私たちの住む里山に忘れかけられた多くの宝物を再生させ、そして宍粟市に若者を呼び込み、農業を立て直し、過疎地の再生を図ることに寄与したい、そして、宍粟市から全国に

限界集落の底力を見せ、「限界集落とは言わせない」と発信できるような、力強い取り組みをしたいと言われておりますNPO「青年の村」の構想も同じでないかなと思います。この機会をチャンスと捉えまして、行政としても力強い支援が必要でないかなと私自身思っております。

宍粟市としましても、いろんな施策を展開して農業の再生や過疎対策に取り組んでおられるわけですが、それらに加えて、このNPO法人の「青年の村」の取り組みに宍粟市の農業と小規模集落の再生をかけてはいかがかなと思ったりしております。そういったことで何とかひとつ市長の力強いメッセージを聞かせていただいたらありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほどから申し上げておりますように、地域の活性化も含めてそういったことについては支援をしてみたいと。ただ、具体的にどうかということはまだ今これからですから、そこも見きわめなければ確定的な発言はできませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、大上正司議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を行います。

学童保育・障害児タイムケア事業をよりよいものにするために、市長にお尋ねいたします。

学童保育は、我が子が健やかに育ってほしい、自分、親も安心して働きたいという人間としてごく当たり前の願いから生まれたものです。戦後間もなく大阪や東京で始まり、今日まで急速に広がってまいりました。子どもたちが毎日「ただいま」と言って帰ってくる学童保育は、生活の場であり、ほっとできるところでなく

てはなりません。1997年に法制化され、遊びと生活の場を与えて児童を健全に育成する事業として位置づけられております。共働き、一人親家庭の小学生の放課後及び学校休学中の安全で安心な生活を保障する学童保育の必要性は今日ますます高まっております。働きながら子育てをする保護者にとって、仕事と子育ての両立を支援する重要な施設・制度である学童保育に対する期待や願いは一層強まっております。学童保育が働く親の願いに応えた施設になっているのか、入所している子どもたちにとって、安全で安心できる生活の場になっているのかということです。

また、タイムケア事業であります。宍粟市のタイムケア事業は、平成21年度より始まり障がいのある児童を学童保育に入所している児童と合同で保育を実施しているものであります。障がいのある子どもにはその子どもに適用したさまざまな援助が必要です。今日、発達障害と診断される子どもたちが増える中、学童保育で障がいのある子どもの受け入れは、ますます社会的に必要な状況となっておりまして。

そこで質問いたします。

現在の宍粟市の学童保育は、施設の広さ、設備の内容は充実しているのかどうか。厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」は遵守されているのかどうか。質的向上を図るために、宍粟市においてもガイドラインを策定するべきではないのか。

指導員の仕事の専門性と継続の必要性が求められております。現在の宍粟市において、指導員の専門性をより深くするための研修などは行われているのか。また、指導員が継続して勤められる労働条件は整備されているのかどうか。

障がいのある子どもの受け入れに当たっては、その子が学童保育で生活していく上で配慮しなければならない点は何かを事前に把握して整備する必要があります。ハード面では生活環境の整備が求められますし、ソフト面では指導員の加配という課題があります。ハード面、ソフト面とも充実しているのかどうか。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、私のほうから障がいのある子どもの受け入れに当たっての質問にお答えをいたします。

ハード面での生活環境の整備につきましては、居場所の確保に努めてまいりたいと考えております。居場所の確保ができない場合もあり、社会福祉法人宍粟福祉会「さつき園」に放課後等のデイサービス事業の実施に向けての施設整備補助を考え

ております。また、他の障害者支援施設での放課後等デイサービス事業の実施を推進してまいりたいと考えております。

ソフト面での指導員につきましては、障がいのある児童2名までに対しまして保育士または教諭の資格のある者等を指導員として1名配置しております。児童1名の場合は指導員1名配置といたしております。

また、受け入れに当たっては保健師、保育士、教諭等幼少のころからのかかわりのある者や現在かかわりを持っている者等で十分調査・協議し、受け入れ後も情報交換、情報の共有に努めているところであります。

今後は、受け入れ後の対応や受け入れ可否の判断について、判定委員会等を設置して決定していきたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、保護者の皆さんの協力を得ながら、安全・安心な事業運営に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私の方からは学童保育についてお答えをさせていただきます。

現在の宍粟市の学童保育は、施設の広さ、設備の内容は充実しているかとの御質問ですが、厚生労働省の示す「放課後児童クラブガイドライン」では、子どもが生活するスペースについては、児童1人当たり概ね1.65平方メートルの面積を確保することが望ましいとされており、現在の児童の受け入れるスペースといたしましては、宍粟市の学童保育におきましては、本ガイドラインの基準の概ね、場所によって異なりますが、1.2倍から6倍の面積を備えております。

また、設備につきましては、衛生面や安全性を確保するという観点から、それぞれ必要な設備等を設置をしている状況にございます。

次に、このガイドラインが遵守されているのか、また、質的向上を図るため宍粟市においてもガイドラインを策定するべきではないかとの御質問ですが、先ほど申し上げましたように、本市の学童保育におきましては厚労省のガイドラインを基本として運用しているところでございます。

また、御指摘の質の向上につきましては、研修の充実や地域のかかわりなどの充実などの調査研究を現場の指導員の皆さんと事務局で協議・検討を重ねていく中で、質の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、次に、指導員の専門性をより深くするための研修は行われているのかと、また、指導員が継続して勤められる条件は整備されているのかとの御質問で

すが、事業内容の充実のため、指導員一人一人の専門性を高め、資質の向上を図るため、市主催の研修会を実施する一方、県主催等の研修会に積極的に参加をいただいている状況にあります。

また、安全対策など技術的な向上を図る上においても、心肺蘇生法やAEDの講習などを受講をしていただき、安全・安心して受け入れ体制の充実を図っているところでございます。

次に、指導員の勤務条件につきましては、臨時的任用となるため、半年の任用で6カ月更新であり、他の職種の臨時職員と同様の勤務形態としてございます。勤務時間、条件等が放課後となるなど変則的な勤務となることから、毎年度の登録とはなりますが、現状においては指導員等の多くは継続して登録をいただいている状況にあります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、再質問いたします。

宍粟市には、今、幼稚園児が対象の預かり保育と小学1年生から小学3年生までの児童が対象の学童保育を合わせて市内に公立公営が14カ所、また放課後児童健全育成事業として民間に委託している学童保育が1カ所あります。ここは小学1年生から6年生までを受け入れております。そして、そのうちの7カ所において障がいのある児童のタイムケア事業が行われている、あるいは行われたという実績があります。私は、このように認識しているのですが、それでよろしいですか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうでは学童保育、預かりの部分でございまして、御指摘ございました公立が14カ所と民間は2カ所というふうに認識をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 済みません。ちょっと私の認識違いだったんだと思いますが、民間もう1カ所はどこですか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 民間で小学生をお預かりいただいておりますが、みのりキッズクラブ、これは学童保育所の名前ですが、と、くりのみ学童というふうに認識をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） わかりました。そしたら引き続き質問したいと思うんですが、今日の質問は、その公立公営14カ所について質問させていただきたいと思います。

今年の5月に、当局に対しまして学童保育室の面積は、児童1人当たり何平方メートルなのかという資料請求を私はいたしました。そして、保育室の面積を入所決定児童数で割った児童1人当たりの面積の資料、これをいただきました。先ほども部長が言われていましたように、厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインによりますと、子どもが生活するスペースについては、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上の面積、これは昼1昼分以上の面積ということで、児童が横になれるスペースの確保ということなんですけれども、これを確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪いときなどに休息できる専用スペースを確保すること。このようになっております。このいただいた資料によりましたら、厚生労働省の先ほど言われましたようにガイドライン以上の面積が宍粟市においては確保されているようになってはおりますけれども、実際に私は数カ所現場を見てきましたが、子ども1人当たり昼1昼分以上の面積は確保されていないのではないか、このように思われます。当局のこの資料によります面積は、玄関やトイレや手洗い場、事務室なども含めた面積ではないのでしょうか。子どもが生活するスペースのみだと、児童1人当たり1.65平方メートル以上の面積の確保ができていないところが多くあるのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘にございましたように、子どもたちが生活する場、現状、議員も御覧をいただいておりますが、私も何カ所か見ておりますが、その中には事務室といいますか、指導員の先生方の机なども配置をしております、そういった一つの部屋を基準として面積を算定をしております。したがって、トイレとか、共有の玄関ホールとか、そういったものはカウントをしてございません。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そのような状態でありますから、私はこの状態で今、子どもが定員に満たっていないので何とかなっていると思うんですけれども、この状態でもしも定員がいっぱいになった場合は、とても学童保育を続けられるような状態ではないと思います。この状態で一体何を基準に定員というのを定めておられるのかなというふうに思うんですが、それはどうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） そちらに御提出させていただいた資料の中でもございますように、実際には定員を割る中で、定員と面積でする中で過剰な定員とならないような定員という設定をしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） きっちりと施設の広さを確保してもらいたいと思います。

それでは、続きまして質問させてもらいたいんですけれども、手洗い場とか便所とか保健室、これの整備の状況というものも資料請求をして既につかんでいるんですけれども、各学童保育所とも幼稚園とか小学校とか中学校とか福祉センターの1室を利用して、完全に専用ではないと。また、手洗い場、便所については、それぞれの施設のものを利用している。また、専用スペースはないというふうな回答でした。私は、学童保育専用施設を建設するとか、余裕教室を利用するなら生活の場として利用できるように改修すべきであると思います。だから、それに対して明確な整備の方針を持って国の補助金とかも最大限利用して、予算を確保していくべき、そのように思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘でございますように、学童保育所それぞれに保健福祉センターでやっているもの、あるいは幼稚園なら幼稚園でやっているもの、小学校の空き教室を利用しているもの、さまざまな形態がございます。御指摘のように、この学童保育における皆様方のニーズは非常に高いというふうに考えております。また、国が示しております子育て関連3法案においてもそういったものを充実していこうという状況がございます。担当部といたしましては、我々としてはそういうものの充実をしていきたいと、このように思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 引き続き再質問をさせていただきます。

私は、学童保育所を数カ所訪問させていただいて、すごく感じたことがあるんです。それは、現在の学童保育は施設の整備が非常に不十分であって、指導員の方たちの献身的な努力によって支えられている。このように私は感じました。市の担当者の方も年に数回程度は訪問してもおられるということですが、指導員の献身的な努力によって支えられているというふうにはお感じになられてはおりませんか。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君）　まず施設についてでございますが、必ずしも十分ではあるというふうには認識をしておりませんし、まだまだ改修なり整備をしなければならぬところはあろうと思います。私もこの後、まだ私も全て回っておりませんが、現地を確認する中でそういった課題を克服していきたいというふうに思っております。

それから、もう1点でございます指導員の先生方は、子どもたちのために、居場所づくりのために一生懸命指導していただいておりますと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君）　13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君）　市の担当者の方も指導員の方たちが本当に一生懸命頑張っておられて支えておられるというふうに感じているということで、私はその指導員の方たちが働き続けられるという環境の整備、これが是非とも急がれると思うんです。やはりそれは労働条件について、その指導員の人たちに意見を聞いて、そして改善していく、これが今大変必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君）　教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君）　指導員の皆様方は基本的に午後から6時までというような勤務形態が所長以外の指導員の皆さんはそういう形が多いかと思いません。冒頭申し上げましたように、それも臨時的任用でお願いをしているところでございます。この任用の仕方につきましては、学童保育のみならず、宍粟市におきましては、たくさんそういった任用の仕方をしている職種、働いていただいている皆さんもたくさんいらっしゃいますので、そういった部分につきましては総合的に調整をする必要があろうかと思えます。ただ、先ほど御指摘のありましたように、働きやすい職場をつくっていくというのは我々事務方の責務であるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君）　13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君）　子どもの生活を守る、子どもの発達を守る、子どもの命を守る職場でありますので、その辺は本当にしっかり考えてもらいたいと思います。

続きまして、障がいのある児童のためのタイムケア事業について、再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、当局に資料請求をしました結果、障がいのある子ども専用の部屋のある学童保育はないという回答でありました。障がいのある子ども以外の学童保育ですら施設の広さが確保されていない中での合同の保育、これには非常に大変な問題があります。専用スペースすらないというような状況でもあります。

私は、今、このタイムケア事業を利用されております児童の障がい名を資料請求をして聞いておるのですが、障がいの特性上やはり専用の部屋が必要でありますし、専用スペース、これは絶対必要であります。発達障害者支援法の第9条に、「市町村は放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るために適切な配慮をするものとする」というふうに規定されております。これが厚生労働省からの通知としても出されております。

今、宍粟市におきましては、障がいのある子ども専用の部屋が全くない、また専用スペースもない、このような整備されていない状態でタイムケア事業が実際に行われている。私はこのことに大変納得がいかないんですけれども、こんな状態で行われているのはなぜなのか。また、このために現場に非常に大きな負担がかかっております。支援員の人たちの意見や保護者の要望を聞いて改善しておられるのか、このままでよいと思っておられるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 問題点は問題点として捉えております。しかしながら、現在のところ、専用の部屋のあるタイムケアの事業場所については御指摘のとおりありません。これを今後どうしていくかということについては、今のところでは考えてはいません。今の状況の中では学童保育が設置されているところで、個々障がいのある子どもの程度の違いもございます。その中で学童保育と一緒に預かることができるかと判断しているような状況でもあったり、そうしたいろんな判断の中から現在対応しているような状況にあります。そういった状況がございます。先ほども申し上げましたように、今度は受け入れの可否決定については委員会等を設置して、いろんな専門的なことからまた検討していきたいというような、そういう組織の設置についても考えていきたい、そのように考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私はタイムケア事業を実施している学童保育所には、早急に専用の部屋の確保、これが必要です。それからまた、そうでない学童保育所にも専用のためのスペース、これは絶対必要です。どうですか。もう一度お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 当然障がいの程度にもよるとは思いますけれども、専用スペース、居場所が必要な児童もいることは事実であります。ただ、その人全てを受け入れることができるかどうかという判断もまた一方にはございます。そうした

場合もあります関係で、必ず全ての設置場所に全て居場所が確保できるというような確約も、また整備をするというような決定も今のところではいたしかねております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほども言いました発達障害者支援法、この中にも「市町村は発達障害児の利用の機会の確保を図るために適切な配慮をするものとする」、こういうふうに書いてあるんですよ。ですからこれはしなければならないんです。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） できる場合とできない場合がございますし、それと、放課後等のデイサービスといったサービス、これは法に基づくサービスもございます。こちらも利用していただくこともできます。これについては先ほども申し上げましたように、このタイムケアで預けられない、見るができないと言ったらおかしいんですけども、見れないような場合には、この放課後等デイサービスをしていただきたいという願いから、今回さつき園のほうに施設整備の補助をもって、そういう体制もつくっていきたい、市としてはできるだけいろんな形での機会を提供していきたい、そういうふう考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それは大変いいことだとは思いますが、やはりタイムケア事業、障がいを持たれている子どもさんを預かっている場合には絶対に専用の部屋が必要です。専用の部屋が必要でない場合もあるというふうにおっしゃられるんですけども、なぜなんですか。それはどういう意味なんですか。よくわからないんですが。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 平成22年ですか、から実際にはタイムケア事業も始めております。これが全てその専用のスペースを持っているか、居場所を持っているかといいますと、先ほども申し上げたように持っていなくて、現在まで運営をしてきております。問題点はあるにしろ、ある一定の事業の展開も図られている、ですから、当然現時点でできる場所もあるのではないかと。必ずしも全てのところに居場所が必要かと言われると、そういう判断もできることが現在までの運営状況からしても見えるのではなかろうかと、そういう判断であります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） だから私も先ほど言いましたが、現場に大きな負担がかかってるんです。タイムケア事業の現場にも担当の方が年に1回程度は足を運んでおられるそうなんですけども、私はやっぱりそこでともに生活を一緒にして、それで現実を知って、しっかりと現実に沿って対処していただきたい、このように思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 必要に応じて職員はそこを訪問して体験、またいろんな情報を得ていきたいと、そのようには思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 平成23年度の障害児タイムケア事業の成果説明書によりましたら、宍粟市では先ほども言われましたけれども、「障がいのある児童1人から2人に対して1人の割合で指導員を配置し、児童の保護者が安心できる体制をとった」、このように報告されております。これは私は大変評価できるものであると思います。また、1人の場合は1人というような説明があったんですけれども、けれどもやっぱり1対1でのかかわりが必要である、そのような障がい特性を持っておられる子どもさん、これもおられます。そんな場合は、やはり1対1でかかわっていかなくてはならない、そういうふうに思います。

今後この1人から2人、この体制を維持してもらって、それでやはり1対1でかかわらなければならない子どもさんの場合は1対1でかかわっていく、これが大事だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 先ほども申し上げましたように、その検討委員会、判定委員会等を設置の予定をしております。その中でもこの児童に関しては1対1で見るほうが、より安全ではなからうかというような判断がその委員会が出るようであれば、そういったものについてはまた今後検討をしていきたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） よろしく頼みます。

それと、私はちょっと市長にお尋ねしたいんですけれども、学童保育、これは授業のある放課後は下校のときから午後6時まで、また土曜日、それから長期の休業期間、それから学校の休業日は、朝の8時半から夕方6時までと子どもたちが小学校または幼稚園で過ごす時間よりも長い時間を過ごしているところであります。

指導の先生方や保護者の方々、また子どもたちが安心できる毎日の生活の場として整備していくために、施設・設備についての基準をしっかりとつくって、この基準を満たすための財政措置、これを市長に強く求めますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 必要があればそら予算配分もしなければいけませんし、ただ、学童保育、まだ宍粟市全体に広がってないわけですが、その辺も踏まえていろいろ考えていかなければならないということもあります。

それから、今、幼保一元化の話も出ておりますし、学校の規模適正化の話もあるわけでありまして。そういった中で、個々のことも大切でありますし、総合的なことも考えながら、やっぱり対応はしていかなければいけないんじゃないかと、このように思っています。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） やはり指導の先生方とか保護者の方々、また子どもたち、この立場に立ってしっかりと方向を決めていてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 11番、實友です。議長より発言の許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最後から2人目ということで、皆さんお疲れだというふうに思います。私の質問は短時間で終わりたいと思いますので、明快な回答をよろしく願いをいたします。

私は、公営選挙条例制定について、市長にお尋ねをいたします。

宍粟市の市長、市議会議員の公営選挙運動に関する条例制定につきましては、議会におきまして昨年9月より議会改革特別委員会を設置し、政策分科会と交流分科会に議員が分かれ、議員政治倫理条例、公営選挙条例及び議員定数条例の改正の3案を中心に検討、作成に向け会議を重ねてまいりました。

今年の5月に入りまして、政治倫理条例につきましては、概ね素案ができ上がり、副市長そして企画総務部長と内容について協議をさせていただき、政治倫理条例の中に審査会を設置する条例があり、審査会については議長に附属機関がないということで、市長の附属機関として設置していただく内容で条例化しようとしておりましたが、市長より議会のことは議会完結とするよう指示があったと聞き、議会の中に特別委員会を設置することで条例案を作成をさせてまいりました。その時点にお

いて公営選挙条例につきましては、選挙管理委員会より提案するとのことでした。公営選挙条例につきましては、市長より提案いただけるものというふうに思っておりました。7月にはパブリックコメントも行われ、8月16日には終了したと聞いたやさき、公営選挙条例と議員定数条例を一括市長より提案したい、一括提案ができないなら、公営選挙条例についても市長からの議会提案はしないというふうに聞きましたが、なぜ市長は今になって心変わりをされたのか、お伺いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 實友議員の質問にお答えをいたします。

市長はなぜ心変わりされたかということなのですが、私はそういうことを1回も言っておらないというふうに思います。6月の定例議会で一般質問を2人いただいたと思っております。その中で、1人につきましては、「一方では議会でそうした議論もしていただいておりますので、そういったものとあわせて検討させていただきたいというふうに思っております」ということでお答えをいたしております。それから、もう一方については、「選挙管理委員会が提案するということなしに、今後、選挙管理委員会の意見あるいはまた今議会でいろいろ議論をしていただいているところであります。そういった中で全体としての方向性等の意見を聞きながら、宍粟市に見合った条例制定の検討をしていきたいと考えております」と、私はこう申し上げているんです。だからちょっとその辺は認識が違うのかなあとしますので、ちょっと申し上げておきたいと思っております。

この件に関しましては、議会におかれまして、昨年より政治倫理・議員定数及び選挙公営について検討される中で、選挙公営については公職選挙法の趣旨や県内の市の制定状況等具体的な内容を含めて宍粟市としましても検討の必要性を感じ、研究あるいは検討も行ってきたところであります。この間、いろいろな意見を聞く中で、議会で協議されております議員定数の見直しとの関連等、市民の感情として受け入れやすい事項と受け入れにくい事項があることを感じ、現時点では市民の方々に理解を得るためには、両方を同じ立場から説明することが望ましいと考えているところでもございます。そういったことで御理解をいただきたいと思いますし、私自身、最終的に議会としてはこういう結論に至ったという、定数等の問題については聞いておりませんし、18か16かというのは私も聞いております。しかし、どちらになったかということも聞いてまだおりません。それから、公営の問題につきまし

ても、どれをどうするかという具体的なことも私はまだ聞いておらないところであり、倫理条例については概要をお聞きしておりますが、そういう状況の中でのということも申し上げておきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 市長のほうはそういったことを言った覚えがないというような答弁でございます。選挙の公営化につきましては、議会改革特別委員会の政策部会では、この制度につきましては自分たち議員だけのこととして捉えず、公職選挙法に基づき、できるだけ多くの方が選挙に出られる体制をつくるため、また、適切な選挙費用の使用を促すことによって、公明かつ適正な選挙執行が行えるよう提案しようと考えているものでございます。議会だけでなく、市長選挙においても同じ思いでございます。

兵庫県下の状況から見ても、この制度がないのは現時点では宍粟市と淡路市だけと聞いております。淡路市におきましては12月議会で提案をされるように聞いております。市長は今の答弁で、市民から受け入れてもらいやすいものと受け入れてもらいにくいものがあるので、同時に出したいというふうに今言われたように思えます。確かに選挙の公営については、市の負担は要りますけれども、5月の議会報告会におきまして、私たち選挙の公営について提案をさせていただいておりまして、参加された方からは御理解が得られたというふうに思っております。また、市長が行われましたパブリックコメントにおきまして、意見が寄せられたのは1件というふうに聞かせていただいております。選挙管理委員会におきまして、御理解をいただいたというふうに聞きました。市長はこの公営選挙、今も少しは触れていただきましたけれども、どういうふうにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、6月議会でも申し上げましたが、何がしかについては必要であろうというふうにも思えます。しかし、それにつきましては、市民の感情等も配慮しながらやっぱりやるべきであろうというふうに思えます。

それと、これは三つの案件があるわけですが、三つ一遍に議会でやられてもいいですし、市長のほうから提案しろということであれば、三つ一遍に私もさせていただいても結構であります。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 三つ一緒にしてもいいというふうにおっしゃいましたけれども、この今回の行動につきましては、やはり経過と経緯がございます。今市長から

言われたことにつきましては、私たち議員については非常に配慮が欠けたんではないかというふうな気持ちがあります。こう思っているのは私だけではないということをし添えまして質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、11番、實友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 18番、西本です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

9月1日は防災の日であります。全国各地で防災訓練や関連行事が行われましたが、宍粟市でも9月1日を中心に防災に関する行事が行われました。宍粟における3年前の台風9号災害は、今思い出だけでも心が苦しくなります。その後も3・11東北大震災、全国各地でさまざまな災害が切れ目なく発生しております。また、世界に目を向けても、近年は規模も頻度も過去を大きくしのぐ勢いになっていると感じます。

災害は、いとも簡単に生命と財産とそして平和な生活を奪うものであります。宍粟市もさまざまな面から災害の起こらないまち、市民を災害から守ることを目標に努力されてはおりますが、安心・安全なまちづくりにさらなる御尽力をお願いするものであります。

私たちは、災害の日を迎えるに当たって、防災アンケートを実施いたしました。防災に関しての市民の意識調査を西播磨・中播磨を中心とする5市6町で行いました。10代から80代の男女3万2,276人の方に回答をいただきました。宍粟市は929名の方に御回答をいただきました。その結果を「防災対策30000人アンケート」としてアンサーチラシにまとめました。こちらです。このアンサーチラシは当局にもお届けさせていただきました。調査結果としては、宍粟市内の結果と全体の結果はほぼ同じ傾向が見られました。

今回アンケート調査を実施して、私自身が感じたことの一部を質問させていただきます。

市長は、災害に対しては1に自助、2に共助、3に公助の順で重要になってくるとお考えをあらわされています。このことは誰もが納得するところではありますが、私は今回のアンケートで市民の「自助」に対しての意識があまりにも低いと感じました。例えば、自宅の地震対策はという問いに対し、約7割の人が「何もしていない」と回答しています。

私たちは、阪神・淡路大震災、平成21年の9号台風、3・11東日本大震災の経験

をしても、時がたつと災害の恐ろしさをいつの間か忘れてしまう。ある意味当たり前かもしれませんが、災害はいつやってくるかわかりません。

そこで、市長に伺います。

一つ、市長は災害に対し「自助」の考え方が一番重要だと言われておりますが、それではその考えを市民に浸透させていくに当たって、具体的にはどのような施策の実施を考えておられますか。また、実施されていますか。

2、市民の自助意識を高める意味で、「家族防災会議の日」を定め、その日は家族で避難場所や連絡方法を話し合ったり、非常用グッズのチェック、家族で自主防災を意識する日を提案いたします。

なお、私が提案する「家族防災会議の日」はあくまでも自助意識を浸透させるためであって、会議そのものが最終目的ではないことや、さらに持続性が必要なことは当然であるということは確認しておきます。

また、自助活動を行ってできない独居の高齢者とか要支援者に対しては、地域や民生委員等とともに防災会議ができる工夫が必要かと考えます。

以上の点を市長にお伺いします。

○議長（岡田初雄君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、お答えを申し上げます。

初めに、自助の考え方を市民に浸透していく具体的な施策についてということでございますが、現在宍粟市では平成21年の台風9号災害の教訓から、地域防災計画の大幅な改正を行っております。改正する地域防災計画の理念は先ほどありました自助、共助、公助の三つの力を集結して減災と災害対策に取り組むとしております。改正した計画には、自助の考え方、市民がすべきことが記載をされております。市民に広く改正した防災計画を浸透させるため、改正した計画の概要版を作成をいたしまして、市内全戸に配布をすることといたしております。

また、市内各自主防災組織による年に1回の防災訓練の定着化を図ると同時に、各団体の参加による総合的な訓練を実施する目的で、今年度から新たに宍粟市総合防災訓練を11月11日に今年度は千種町において開催をする予定としております。

それと、昨年度から整備をしておりました市内に設置してある雨量計、水位計、河川ライブカメラの情報を市民がパソコン等で簡単に確認できる「宍粟市気象観測情報提供システム」についても6月1日から本格運用を始めており、9月1日からは「しそうチャンネル」でも災害発生のおそれがある場合はライブカメラの情報を

提供するということにいたしております。

また、防災意識の啓発事業として、防災記事の広報掲載や「防災フェア」あるいは「出前講座」「ふれあいミーティング」等の開催なども行い、「自助」の考え方、あるいはまた事に当たって市民がすべきことということ浸透させていっておるところでございます。

提案をいただきました「家族防災会議の日」の設置についてであります。市民に「自助」の考え方、市民がすべきことを浸透させていくためには、家族で話し合っ、防災を意識する日を設定することは宍粟市にとっても当然必要なことであるというふうに考えているところであります。

ともすれば、日にちがだんだん過ぎていきますと、忘れがちになってきますので、そういう意味からも必要なことではないかというふうにも考えております。ただ、「家族防災会議の日」の名称でありますとかにつきましても、ほかにもいい名前がないとか、そういったことも検討する必要があるのかなあと。あるいはまた日の設置につきましても、地域防災計画に記載して、もう既に大体できておりますので、そういったこともあるわけですが、記載して行うのがよいか、あるいはまたどういう方法があるか、いずれにしても前向きに検討していくことが必要ではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 市長から今前向きなお話をいただいたんですけれども、私も地元でよく避難訓練とかいろいろやるんですけれども、私も平成21年9月に宍粟市も大変な災害を受けて、もっと市民の方は意識しているんじゃないかなという感じでアンケートを集めていったんですけれども、例えば避難訓練、そういうのに出たことをありますかということで、毎回参加しているという人は6%なんです、全体の。時間があればというのが30%ほどありますけれども、あることを知らないとか、参加してないというのが約7割近くあるわけです。だから、災害が起こってすぐいろんな意識も高い状態で、また3・11もありましたから、そういう時期だったんですけれども、本当に意識が低いということを感じました。

余談ですけども、これクエスチョンで災害の情報はどうのように知りますかということがアンケートであるんですけれども、これは複数回答なんで人数になりますけど、2万7,000～8,000の方がテレビで情報を得るということを言われているんですよ。なかなかテレビだけの情報では非常に問題があるという感じでいろいろ感じま

したけども、今日はとにかく自助意識を高めるという意味での努力をお願いしたいということで、市長も前向きな回答をいただいたんですけども、例えば具体的には防災会議の日を設定して、前の月の広報か何かで我が家の防災チェックシートとか、そういうものを配布して、みんなが集まってやっていくということ。

また、重要なことは子どもたちも巻き込んでいくということが大事なんです。ですから、教育長にお聞きしたいんですけども、この辺の話を防災会議をやりますと例えばなったときに、子どもたちに中学校、小学校くらいでプリントを渡していただいて、子どもから親にこういうことがありますよという形で知らせをする。そして、子どもを中心に会議をしていくということが効果的やと思うんですけども、子どもさんのおられるところは。そういう考え方はいかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校では防災という部分につきましては、防災教育というような形で取り組んでおります。特に兵庫県は1・17という阪神・淡路大震災という、そういう大きな災害を経験しておりますので、それ以降、いわゆる教育の中に防災教育、それにあわせて命の教育という形で、教育のいわゆる副読本もできております。そういう中で学校教育としてこの防災教育をどう進めていくかということ、もうこれまでいろんな形で実施しておるところでございます。

今、御指摘いただいております防災会議といわゆる子どもたちをどう繋いでいくかというのは、これからの課題ではないかと思っておりますので、今後、市長部局とも連携しながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 有名な話で「釜石の奇跡」というのがあるんですけども、何回か話をさせてもらってますけれども、要するに釜石市は全体では1,300人ほど釜石市は亡くなっておるんですけども、市内の小中学生は独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事に避難することができたという形で、これは釜石の奇跡となっているんですけども、ちょっと様子、ありますんで、読ませてもらいたいと思えます。

あの日、大きな揺れが5分ぐらい続いた。「津波だ、逃げるぞ」、大槌湾に近い釜石東中学校では、副校長が避難の指示を出そうとしていたときに、既に生徒は大声を上げて全力疾走で走り始めた。同中学校の近くの鶴住居小学校では、全校児童を校舎の3階に避難させた。しかし、中学生が避難するのを見てすぐに合流、あらかじめ避難場所に定めていた介護施設に避難した。すると、施設の裏山のがけ崩れ

を発見、堤防に激しくぶつかる津波の水しぶきが見えた。「先生、ここじゃだめだ」と生徒が言う。両校の生徒・児童はさらに高台を目指し、もう一走り、子どもたちは第2の目的地に到着した直後、最初の介護施設は津波に飲まれた。ぎりぎりで助かった。片田教授という方が指導していたんですけども、片田教授が当時の切迫した様子を語ってくださった。両校の児童約600人が避難する姿を見て、地域住民もともに避難を始めた。中学生は小学生の手を引き、避難の途中で合流した鶴住居保育園の園児たちの避難も手伝った。子どもたちの行動で多くの命が救われた。小学生のうち病欠などしていた5人が亡くなっているのも、もろ手を挙げてよかったとは言えないが、学校管理下にあった約3,000人の子どもを犠牲者ゼロにできたことはよかったというふうに切迫した状態があるわけですね。

この釜石は震災が起きる7年前からそういう防災教育を、津波ですけれどもね、「津波防災教育の手引」というのをつくりまして、全14小中学校で防災教育をやっていたんですね。

片田教授が教えたことは三つあります。想定を信じるなど。私たちは、ここはハザードマップでどうこうのとかありますけれども、想定は信じるなど。危険区域の外ではあれば安全とは限らない。既にさっきの避難した小学校も津波をかぶりましたし。

2番目は、ベストを尽くせ。どんな津波が来るかなど誰にもわからないということで、そのときそのときにおいてベストを尽くせと。そういう教えをしているわけですね。

そして、三つ目に率先者たれ。まず自分が逃げることです。それを見てみんながさっきの例にあったように逃げる。君が逃げればみんなも逃げる。率先して逃げることで多くの命を救うことにつながるんだということで、防災教育を7年前からずっとやって、これが見事に、いろんな条件がありますからね、そういうことですけども、見事に学校の生徒を救うことができたということで、もともとの地方には「津波てんでこ」という言い伝えがありまして、津波のときはもうてんでんばらばらで逃げろという、もともとのそういう言い伝えがあったものでね、それをうまく教育していたということです。

ここに教育していくことの大事さという時点で、私は思うんですけど、これは言ってますけども、10年間、子どもたちに教えていきます。そうすると、10年たてばその子は大人になります。そして、もう10年たてば親になります。そういう形でそれで防災対策の基本的な条件が整ってくると。ですから10年教えれば要するにそう

いう繰り返し、またやっっていける可能性があるということで、そういうふうには釜石の奇跡の底辺にあった部分はこのことがあったので、基本的には自分の命は自分で守るということが一つの大きなテーマになってまして、それが成功したということがありますんで、そういうことで是非自主防災という点での推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ここまですで市長、何かお話しただけですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何か感想を求められているようですが、確かに教育というか、そういうことは非常に大事だろうと思ひますし、今、いいほうじゃないわけですが、テレビで島だとかの問題にしましても、長年の教育の中でそういうことがあるわけですから、非常に大事にしなきゃいけないなというふうには思ひます。

それと、私はいつも話の中で申し上げるんですが、94歳にもなるおばあさんがあのかとき助かっておるんですね。そのとき、そのおばあさんがテレビで、あるいは本でも出ておりましたが、とにかく父親やら母親から小さな時分から津波が来たならあそこへ一目散に何も持たんと、何も考えずにあそこまで上がれと言われて、そのとおりにしたと。私はそこのおかげで助かったという話がありましたが、まさしくそのとおりでありますので、繰り返し繰り返しやっぱり防災というのは大事かなあというふうには思ひます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 一つ特に宍粟でこの防災教育で、これは非常に経験をした学校ということで、下三方小学校がござひます。この下三方小学校につきましては、毎年いわゆる防災教育という形で山津波に遭ったそういう経験を踏まえながら、子どもたちに伝えていこうという、そういう取り組みをしておるところでござひます。

また、具体的な部分につきましては、各学校に防災マニュアル等もつくってござひまして、毎年その訓練をやるという、そういうことである意味では体で覚えるといひますか、繰り返し繰り返しやる中で、今、御指摘いただひておるようには何か起こったときに自分で判断して行動できるという、そういう形で子どもたちの防災教育を進めたいと考えてござひます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） いわゆる自分の命は自分で守るといふ姿勢、そういう行動を市はサポートを全面的にさせていただくという形じゃないかなと思ひます。

ちょっと、話は変わるんですけども、私たちは広島県の三次のほうにちょっと調

査に行ったことがあるんですけども、これはちょっと防災とは直接関係ないんですけども、「おらが学校はおらが守る」というふうな形で立ち上がった人たちがいて、やっぱり自分のまちは自分で守るといふ、防災にも関係するんじゃないかなと思って、ちょっと勉強したことを言わせてもらいます。

これは第2回地域再生大賞というのがあるらしいんですけども、広島県の三次のブルーリバーというところが受けたんですけども、10年間の活動が実り、14世帯60人が定住し、廃校の危機を救ったということです。いわゆるここも私どもと同じで、過疎地域であります。清河地区というところなんですけども、人口500人ほどの小さな地域です。10年ほど前に学校廃校論が浮上したという中で、ある人がはっきり先に結論を言いますと、やっぱり行政に相談すると、動き出しにくいし、時間がかかるということで、行政には頼らないやり方をやろうということで、10人が集まって、100万円ずつ出して、学校の周辺にある空き家をリフォームして、家をリフォームしたわけですね。そこに人を呼び込むわけですけども、その呼び込む資格があるんです。そこに来てくれる人は、小学生以下の子どもがいる。町内会への加入が必要であると。三つ目が地域行事への参加をしてくれる。それから小学校教育に理解を示す。この四つが入ってくる条件なんです。小学校以下の子どもがいるということがみそでね、10年間でさっき言いましたけども、14世帯60人が定住してきたということがあるんですよ。だから、もともとは行政に頼ると、さまざまな縛りが出てくる、しかもスピード感がなくなるということで、行政には頼らないで、「おらが学校はおらが守る」という10人が集まったわけです。また、一時な言動ではなく、家をリフォームするんでも日当たりのいい一等地を提供してやったということでもって、10年間にそういうふうな人が移り住んでくれて、また、小学校を卒業した4世帯は、そこが気に入って、また家を新たに新築して、その地域に住んでくれているということでもあります。このことを行政が聞きまして、行政も動き出したのである。この活動に対して使い道を指定しない補助金を考えているというような形で、このブルーリバーという団体なんですけども、そこに使い道を指定しない補助金を考えているという形で行政も動かしたと。また、もちろん地域の金融機関とかその辺も動かして地域再生に向けて、また小学校も次の代までずっと小学生がいることが確約されています。

というふうに、時代はやっぱりそういう民間の力とかいろんな形で使っていくべきじゃないかということで、私自身は「自助」のそういう考え方、これは非常にこの防災面だけじゃなく、いろんな形で繋がっていると思うんです。自らが主体的に

行動する、それを市当局はサポートしていただきたい。防災だけじゃなくて、いろんな市民の発想、市民の参画と協働とか言いますが、やっぱり言い放しじゃなくて実際に行動をとれるような、そういうサポートを市当局のほうでもしていただきながら、市の活性化というか、そういう部分にも繋げていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

市長、もう一回お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何回も念を押されるんですが、大事な問題ですので、鋭意努力をしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） ちょっと横道にそれましたけども、以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、18番、西本 諭議員の一般質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月13日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時14分 散会）